

第四十回国会
衆議院
農林水産委員会
議録 第三十号

(五〇八)

昭和三十七年四月十二日(木曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 野原 正勝君

理事秋山 利恭君 理事小山 長規君

理事山口長治郎君 理事丹羽 兵助君

理事山中 貞則君 理事足路 覺君

理事石田 有全君 理事片島 港君

安倍晋太郎君 飯塚 定輔君

大野 市郎君 金子 岩三君

亀岡 高夫君 飯谷 忠男君

草野 一郎平君 倉成 正君

小枝 一雄君 坂田 英一君

田邊 國男君 綱島 正興君

寺島隆太郎君 内藤 隆君

中山 策一君 福永 一臣君

藤田 義光君 本名 武君

松浦 東介君 米山 恒治君

角屋堅次郎君 川俣 清音君

栗林 三郎君 東海林 稔君

中澤 茂一君 榑崎弥之助君

西宮 弘君 安井 吉典君

山田 長司君 湯山 勇君

稻富 稔人君 玉置 一徳君

出席國務大臣

農林大臣 河野 一郎君

出席政府委員

經濟企画政務次官 菅 太郎君

農林政務次官 中馬 辰猪君

農林事務官 昌谷 孝君

(大臣官房長)

農林事務官 坂村 吉正君

(農林經濟局長)

農林事務官 庄野 五一郎君

(農地局長)

委員外の出席者

総理府事務官 片山 一郎君

(行政管理局) 政務官 池上 正紀君

総務府事務官 富谷 彰介君

(農林事務官) 佐伯 悟郎君

(農地局參事官) 宇ノ沢智雄君

(農地局農地開 官) 第四局長

會計検査院事務 官

四月十二日

委員東海林君辭任につき、その補

欠として川俣清音君が議長の名で

委員に選任された。

四月十一日

漁業法の一部を改正する法律案(角

屋堅次郎君外十一名提出、衆法第三

八号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

農地開闢機械公団法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第五三三三)

農業保險事業団法(内閣提出、第三

十九回國會開法第四六六)

農業災害補償法の一部を改正する法

律案(内閣提出、第三十九回國會開

法第四七七)

農地法の一部を改正する法律案(内

閣提出、第三十九回國會開法第六六

号)

農業協同組合法の一部を改正する法
律案(内閣提出、第三十九回國會開
法第六七号)

○野原委員長 これより會議を開きま
す。

農地開闢機械公団法の一部を改正す
る法律案を議題とし、質疑を行ないま
す。榑崎弥之助君。

○榑崎委員 昨日、機械公団の改正
法について事務局にお伺いをして
参ったわけでございますが、この質疑の
途中でぜひ大臣の御見解を承らなけれ
ばならない問題が出て参りましたから、
以下數点にわたって大臣に關する問題
だけにしほつて質問をいたしたいと思
います。

この開闢機械公団は、本三十七年度
から、いわゆる無出資の法人であつた
のが、政府が一億五千万円の出資をす
る。それから今までの赤字の累積して
おつたものを、今度新しく一億五百万
赤字の補てんを行なう、そうして、さ
らに修理事業なども含めまして国から
も国有機械を現物出資をして、ほんと
うに新しい装いを施して出資するわけ
でして、非常にこの公団の発足に對し
て期待するところも多いわけですが、
過去數年にわたる設立以來の公団の運
営を見て参りますと、そのいろいろな
欠陥の多くは、公団自体の運営の責任
であると同時に、国の指導性の欠除、
こゝろいふ点にその原因のある点が多
いわけですね。こゝろいふ点で昨日、

指導が全くなつていなかったではない
かという点の指摘をして参つたわけで
す。そういう点について、農林大臣
は、この公団といふものについてい
ろいろ欠陥が過去あつたわけですが、国
の公団に対する行政指導、そういう面
でどのような責任を持つて指導してこ
られましたか、まずそれをお伺いした
いと思ひます。

○河野國務大臣 御承知の通り、この
機械公団は創立の当初、たしか昭和三
十一年か二年だつたと記憶しますが、
大規模開墾をいたしますにつきます
で、政府がその開墾の機械をアメリカ
から購入をし、資金を向こうに求め
てやつていこうといふことで、今お話
の通り政府出資はなく、借入金で機械
を買つて、その機械を活用すること
によつてペイしていくといふところに
少々無理があつたと思ひます。しかし
何にしても当時大規模開墾が非常に
要望されておるときでございまして
ので、政府としてもあえてこの処置を
とつたわけでありまして。その後、その
仕事を引き継ぎ各地に十分にあれば
ろんろいふことはなかつたと思ひま
すけれども、目的とする大規模開墾が
だんだん終りを告げまして、その後
その機械を十分に活用することができ
なかつた、もしくは各地を運搬して使
わなければならぬといふようなことの
ために、運搬その他、稼働日數の欠除
等のために、公団が十分に経理的にペ
イすることができなかったといふこと
と私は考えます。むしろその間におい

てすみやかに大規模開墾のある程度の
終了とともに切りかえる必要があつた
と考えますけれども、その処置が多少
おくれた点に御指摘のように赤字も出
てきたといふふうには私は考えます。
従つて、私就任以來直ちに過去の檢討
をいたしますと同時に、將來について
改組の必要を認めまして、今回法案を
出して御審議いただいておりますわけ
でございます。

○榑崎委員 行政管理局の監察局の行
政監察の報告によりまして、農林大
臣がこの公団に對して直接指導する面
は非常に多いわけですね。たとえば予
算書あるいは業務方法書等の認可の問
題、あるいは決算の承認の問題等々多
いわけですが、特に予算の認可のこと
きは、公団が申請をして、そして大臣
がそれを認可されるのに一年近くもか
かる。従つて、公団は認可がされない
ままに予算執行をやつておる、こゝろ
いふ状態ですね。それから業務方法書
の認可の問題についても、非常に認可が
おくれでおる。全く国の行政的的確さ
がないと断言してもはばからないくら
いの事務の停滯です。こゝろいふ点に
ついて、大臣はどのようにお考えになる
のですか。

○河野國務大臣 過去においてそゝう
いふことを私も知りましたので、今回
改組をいたしたわけでございます。
○榑崎委員 そゝうすると今後公団が新
しく発足するにあつて、政府からも
出資をするわけですが、過去において
は公団は自分の業務を確保するのに精

一ぱいで非常な無理をやつて参つたけれども、今後国が責任を持つて指導されるというならば、たとえば事業の確保についてどれほどの法的あるいは制度的な裏づけがあるか、この点についてお伺いしたい。

○河野国務大臣 これまでの公団の発足の経緯は、たゞいま御説明申し上げた通りであります。当時私、農林大臣をいたしておりましたので、多少の経緯を御説明申し上げたのであります。その後の運用におきまして遺憾の点がございまして、今回大臣に就任いたしましたと同時に、今申し上げた通りに改組をする、また御承知の通りに、これまでにおきましては、国のやる大規模の開墾にこの機械を使う、もしくは地方から要請があった場合には使つていくこととございまして、国においてその事業がない場合には、公団が積極的に働く余地が非常に少なかった。ところが御承知の通りに今後におきましては、社会党さんでもおっしゃつておられるように、何さま狭い耕地を広げていく、経営規模を拡大していき、私もこの国会始まって以来申し上げております通りに、原野の開墾等についても大いに積極的にやろう、それにいくことが必要であるということをお御説明申し上げております通りに、今後におきましては、これら原野の開墾等について、この公団の使命は相当に大きいものがあるというふうに考えておるわけでございます。

○榑崎委員 要するに、国の行政指導によってこれをやっていくということなんでございしますが、しかし、ただ行政指導でやるやると言つても、それに何らかの法的な裏づけあるいは制度的

な裏づけがないならば、事業を確保すると言つたつて何の保証もないじゃないですか。ただ行政指導でやるやると言つたつて、今までだつてそれであつたわけですか。こういう点で、この法案を見ましても、そういう裏づけは制度的にも法的にもちつともないわけですね。従つて、もし大臣が国の責任でこの事業の確保をやつていくと言われるならば、それをどういふふうに、たとえばその保証について制度的に何かお考えがございましてか。

○河野国務大臣 たゞいま御説明申し上げました通りに、時代が耕地を必要としない、田畑等の開墾は必要であるという時代に発足いたしました。すなわち、法的なこの規定があるとか、制度的なこの裏づけがあるとか、こととでは不安ではなからうかというところはごもっともと考へます。しかし、国をあげて原野の開墾をしたければならぬ、有畜農業、酪農の振興を期さなければならぬ、構造の改善をしていくべきだということとは国家的な要請であります。この要請にこたえてこの機械をフルに動かしていくべき時代がきておる。すでに事務当局から御説明申し上げたと思ひますが、中小のものについては原にそれぞれのターミナルを置き、また大規模のものについては国に置く、両々相待つて国内の耕地の完壁を期していくという建前でやつておるのでありますから、ここに制度的、法的な裏づけがあるとかないとかいふ問題ではない。その一歩前のものであるというように私は考へております。

○榑崎委員 新しい改正法によって、業務計画は大臣が責任を持つて認可をされることになつておるのです。そういう事項ともからんで、これは一年たつてみないとわかりませんけれども、十分その点の、今大臣がおっしゃられたようなことが実際に一年たつて現われるかどうか。それは責任を持つて、一年たつてもいいから御容弁できるようにしていただきたいと思ひわけです。

それから大臣の公団に対する監督指導は、実際には公団におられる監理官を通じてなされるということになつておるわけですが、農林部内とこの監理官との責任分野というものは一体どのようにお考えになつておるのか。この行管の報告にもありますように、これが非常に不明確であるということが指摘されておるわけですが、従つて事務の遂行上に非常に大きなことが出てきておる、このように指摘されておるわけですから、そういう点も大臣自身が何らかの新しい抱負なり決意をこころいふ点を通じてでも出していただきたいと、実際にそこで責任を持つて指導すると言われても具体性があつともないわけでは、この改正案を中心にして国側の明確な責任を示していただきたいと思ひわけです。

○河野国務大臣 どういうふうに制度がなつておりますけれども、行政上遅延があり、怠慢がありますれば、これは遺憾な事態が起こることは当然でございます。これが監督について、監督上遺憾の点が第一にございしますならば、どういふふうな制度、法的根拠がありまして私にはだめだと思ふのであります。従ひまして私にいたしましては、最善を尽くして指導監督して参り、いやしくもこういう事態を再び起こさぬようにする決意でございます。

○榑崎委員 今からの質疑は直接大臣にはありませんが、一つ大臣はよく聞いておつていただきたい、あとで大臣の見解を求めたいと思ひわけです。

昭和三十五年年度の決算検査報告が会計検査院から出ておるわけですが、この開発機械公団に対する報告が出ております。この内容を見ると、これは完全に公団の運営の失敗の報告ですね。赤字もこれほど出ておる、その赤字の原因はこれこれしかかであるという報告が出ておる。これは内容は全く不当であると思ふのです。ところがほかの報告を見ますと、不当事項あるいは不法事項としてそういう問題がちゃんと処理されて出されておるのに、機械公団の問題は、内容は明らかに不当であるにもかかわらず、不当事項の中に入れてない。これはどう理由でしやる。

○宇ノ沢会計検査院説明員 お答えいたします。

各省所管の分につきましては、それぞれ不当と認めた事項は各省所管の分に不当事項という見出しの下に掲載してございします。それからただいま問題になつております農地開発機械公団その他の企業体につきましては、個々の不当事項という点に着眼して検査することでももちろん必要でございますけれども、やはりその事業の全体の運営というふうな点に着眼して検査することが重要ではないかというところで、総体的な觀察——もちろんその中には、必ずしも不当事項という表題はついておりませんが、不当事項という意も含めまして、全体的な觀察からそういう表示をしたわけでございます。

○榑崎委員 それはしきたりはそうかもしれませんが、たとえば農林省関係の不当事項のところで、非常に措置を誤つたために不経済な結果が出ておるというふうな事項が不当事項に載つておりますね。そうするとこれはやはりきちつと不当事項として指摘をしていただいた方がよいのではなからうか、重ねてお伺いいたします。

○宇ノ沢会計検査院説明員 御趣旨の点は、十分今後研究して参りたいと思ひます。

○榑崎委員 今会計検査院からのお答えのように、この公団の運営の内容は、三十四年以前もそうでございますけれども、三十五年年度についても明らかに不当事項であるということを確認に御容弁になつたわけですが、さらにお伺いしたいのですが、昨日参事官の方から、公団機械の稼働の問題について、ほとんど稼働していないものがあるという行管の指摘について、これは行管の方のミスである、この印刷はミスであるというふうなことを言われたのですが、この報告書の中に特に機械の稼働の項について、国の方では、印刷のミスがあるいはその指摘のミスがよくわからなかったのですけれども、そういう指摘をやつておるのですが、行管のお考えをお伺いしたいと思ひます。

○片山説明員 お答え申し上げます。私の方で稼働が悪いというふうな調査結果を出しましたのは、すべて公団側の資料に基づきまして調査した結果でございます。

○榑崎委員 そうすると、きのう参事官のおっしゃつたことはどういふことになるのでしょうか。公団の資料に基

づいていろいろ指摘を行なったと今お答えがあったのですが……。

○富谷説明員 昨日申し上げましたのは、備考の欄にございます、多少稼働しておる模様であるが、資料が十分整備されていないので不明である、この備考の欄が上までかかるそのミスプリントであるということをおし上げたのであります。

○橋崎委員 たといそうであっても、私が指摘したことと反論には全然ならないじゃないですか。私もがいただいておる資料の三十二ページの備考のところでございますが……。

○富谷説明員 私は昨日もさように申し上げたわけでございますが、きのうも、それから参考人の公団理事長さんとの点に關してお話ございましたように、資料の整備が非常に悪いのでございまして、全然稼働していない事実、確認はちょっとむずかしいのではなからうか、かように考えております。

○橋崎委員 大体確認がむずかしいというよりな答弁があるのですか。全然でたためではないですか。そういうことを御答弁になるというのはおかしいじゃないですか。行管は、今もお客えのように、公団の資料に基づいてこれを検討し指摘をしたとおっしゃっておるんです。行管のミスだと今言われておるのです。行管どうでしょう。

○片山説明員 お客えいたします。先ほど申し上げましたように、私もといたしましては、公団側の資料によつて調査をいたしました。ただこの備考にございまして、資料が整備しておりませんために、全然稼働しておらぬかどうかということをはつきり

つかむことは困難なものの中には若干あったということでございます。

○橋崎委員 今の御答弁と國の方の御答弁は明らかに食い違つております。しかも國側の御答弁は、確たる資料がないからさだかにはわからないというふうな御答弁ですね。これは全く事務的にも整備されていないというところをみずから告白されたような結果になるわけですが、この点についても、今の質疑を通じて、大臣お聞きの通りなんです。お客えがあったらお伺いしたいと思ひます。

○河野國務大臣 先ほど私がお客えいたしました通りに、この公団の発足の当初が、根柢を初め青森の何とかがいうところの大規模開墾をやることが目的で発足いたしました。そういうことに、所要の機械を取りそろえたところから、その後開墾の規模がだんだん小さくなったというふうなことから、稼働していない機械もあると私は考えます。そういうことからして、またその運搬等のために非常に金がかかるから、それを持ち運んでやるということ、計画的に事業の遂行がうまくいかなかったというふうなことから、こういう結果に相なったことと考へます。従つて、今御指摘のようなこともあろうかと私は考へます。しかし、そういう点を勘案いたしまして、今後は中央・地方を一体化しまして、國には大型の機械をそろえ、中型、小型の所要のものを県の希望によつて県に補助いたしまして、県にそういうふうなターミナルを作り、大型、小型相関連して國の開墾を進めて参るという計画でございます。

○橋崎委員 さらに昨日、公団法附則の九条に關連をいたしまして、國の受託工事契約、これは國庫債務負担行為であるかと聞きましたら、監理官はそうでございませう。たつたわけですね。その通り間違ひございせんか。

○庄野政府委員 附則九条によります交付金の特別事業でございしますが、その交付金の問題でございしますが、これは財政法によりまして、法律による負担行為、こういうことになるというところでございします。國會の承認は要らない、こういうことに相なつております。

○橋崎委員 ここに書かれておるようにな、「その借入をした日の属する年度の翌年度以降五箇年度以内に、公団に支払ふ」これは全く、今おっしゃいました財政法十五條の三項を見ますと、明らかにこれは内容的には國の債務行為ですね。その点はどうでしょう。

○庄野政府委員 財政法十五條によりまして、「法律に基くもの」という、こういうことになっておりました。毎年予算の中に事業費として計上いたしますその事業費の中から公団に交付する、こういうことになります。

○橋崎委員 そうしますと、一般会計の國の債務に關する決算報告の中には当然これは出てくるはずでございませう。

○庄野政府委員 國の債務ということじゃなしに、國の事業費として予算に計上されておりますので、その予算が執行の段階において事業費として、交付金として公団に交付されるわけでございます。

○橋崎委員 おかしいではないですか。これは五年間に國が公団に支払うのでしう。だから毎年幾ら支払つたというところは、明らかに國の決算のどこかに載つていなくちゃならないじゃないですか。五年間で現実に支払つていくんだ。

○庄野政府委員 毎年の事業費に予算として計上されておりますので、五年間に支払つておく分が年度区分として毎年の事業費の中の決算として出てくるわけでございます。

○橋崎委員 決算の報告に出てきておるんですか。ちよと三十五年度でこれは終了しているわけですか。

○庄野政府委員 一般予算の決算の中に出てきている、こういうことになっております。

○橋崎委員 私どもがいただいておる決算の報告でございしますが、三十五年度一般会計國の債務に關する計算書、この中に当然私は出てこなければいけないと思うのですが、これに出ておるといふ意味ですか。

○庄野政府委員 篠津地域の泥炭地開発事業費として三十一年から毎年事業費が交付金として交付されております。また根柢地区機械開墾建設事業費として、これも三十一年から交付するようになっておるわけでありまして、それから上北も、その三つの項目で交付金が交付されております。

○橋崎委員 いや、私が言つておるのは、内容的に明らかにこれは國庫債務負担行為と同じ内容のものですから、國がちゃんと國の債務の決算報告の中に当然出さないと、國が五年間かかつて公団に支払つていくのでしう。当然決算の報告で出てこぬとおかしいじゃないですか。そうでしう。今のは財務諸表か何か知りませんが、國

の方としては当然一般会計の國の債務に關する計算書の中に出てこないとおかしいではないですか。幾ら支払つたというところをどこでだれが確認しますか。だから私が言つておるうちに、これは内容的には完全に國庫債務負担行為と同じであるから、当然この計算書に載せて報告しなくてはいかぬ。幾ら國が支払つたか、だれが確認するのであるのか。私は、これに載つていないのです。か、載つておらぬのですかと言つておるのです。この三十五年度一般会計國の債務に關する計算書に報告されておるかどうかということをお伺いしておるのです。

○庄野政府委員 公団法の附則九條の二項によりまして、これは政府が五カ年間に支払ふこと、こういうことになつておりました。これは債務負担行為ではないとわれわれは考へておるわけでありまして、財政法十五條によりまして「法律に基くもの又は歳出予算の金額若しくは継続費の總額の範囲内におけるものの外、國が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、國會の議決を経なければならぬ。」というふうなことに相なつて、法律に基づくものはこの以外になるわけですね。それでわれわれといたしましては、債務負担行為でなしに予算をもつてこれは毎年交付する、五カ年間に計上してこれを支払ふ、こういうこととございします。

○橋崎委員 それは詭弁です。予算で定められておつても、実際に支払つたのは確認を受けなければいかぬではないですか。國の債務に關連しないのだから、五カ年間に公団に支払いますというふうなことになる。だから各年、

五カ年間に幾らずつ支払ったかという事は、これはやはり国会の承認を受けなければおかしいではないですか。そうでしょう。これに載っていないのですか、載っているのですか、それをまず聞いておきたい。

○庄野政府委員 債務負担行為ということではなしに、一般会計から繰り入れられることになっておるわけでございます。一般会計の決算書に入つておるわけでありませう。債務負担行為としての決算書に入らぬで、一般会計の支出の方の決算書に入る、こういうふうになっております。

○榊崎委員 しかし、この内容は債務でしよう。今もおっしゃっているように債務には間違いないから、当然これに報告されるべきであると思つたので。これは会計検査院の方としてはどうお考えになりますか。これは附則の九条からいきますと、この第二項は明らかに財政法の三項と内容は完全に一致しておるわけですね。だから国の債務には間違いない。

○宇ノ沢会計検査院説明員 突然のこととで、私も十分どういふ事であるかといふことを詳しく研究していませんが、国庫債務負担行為で国会の承認を得たものにつきましては、毎年度五カ年間なら五カ年間にわたつて、これだけのものを支払うということになりますれば、その各年度に支出されましたものにつきましては、歳出決算に上がつて参りまして、それについては私どもは確認をいたしております。ただ、ただいまもお尋ねの債務の計算書に載つておらないじゃないかという点でございますが、この点につきましては

は、もう少し検討してお答えいたします。

○榊崎委員 今、会計検査院の方から検討をしてお答えしたいとおっしゃいましたが、そうすると、今の農林省の方のお答えはどのような信憑性があるのですか。載っていないのです。載っていないから言つておるのです。載っていないなら示して下さい。大臣、今会計検査院の方から検討して答えるという事だったのでありますが、ちよつとそういう答弁では国側として大へん無責任な御答弁じゃなからうかと思つたので。

○庄野政府委員 ちよつと打ち合わせをいたしますから、しばらくお待ち願います。

○宇ノ沢会計検査院説明員 財政法の第十五条によりまして「法律に基くもの又は歳出予算の金額若しくは継続費の総額の範囲内におけるものの外、」の「外」とあります。「国が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、国会の議決を経なければならぬ。」それで、ただいま問題になっております政府が支払うべき金額と申しますのは、公団法の附則九条によりまして、法律によつてこういう契約をすることができるといふことになっておりますので、いわゆる国庫債務負担行為のうちの債務ではないといふことで、債務の計算書には載つていないと思ひます。

○榊崎委員 この九条の二項によつて、五年間で支払っていくまゝといふのは明らかに債務ではないですか、債務でしよう。国の債務行為ではないですか。

すので、五年間毎年の一般会計の予算に計上しております。それで支払っております。法律通り施行しております。それで一般会計の決算書に今会計検査院からお答えがありましたように計上しております。債務負担行為の方の計算書には入っていないと思ひます。

○榊崎委員 この行管が出されておる報告書の十二ページに「債務負担行為計画により予算を実行する」と書いてあるじゃないですか。債務負担行為とちゃんと書いてある。だから私が言うのは、幾ら国が公団に支払つていったかといふことは、当然これは報告書に出てこねばいかぬではないかと言つておるのです。この点については、まだ国の答弁はあいまいであると思ひます。

○宇ノ沢会計検査院説明員 財政法の第十五条によりまして「法律に基くもの又は歳出予算の金額若しくは継続費の総額の範囲内におけるものの外、」の「外」とあります。「国が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、国会の議決を経なければならぬ。」それで、ただいま問題になっております政府が支払うべき金額と申しますのは、公団法の附則九条によりまして、法律によつてこういう契約をすることができるといふことになっておりますので、いわゆる国庫債務負担行為のうちの債務ではないといふことで、債務の計算書には載つていないと思ひます。

名増員されるというやうな重大な問題であらうと思ひますから、適正な役員人事を行なつてもらうために、過去の役員人事に対する疑問点を提出しながら大臣のお考えを聞きたいと思つたわけです。

昨日の質疑を通じて、三十四年度、三十五年度の膨大な公団の赤字、これの原因が会計検査院によつて検査報告の中に指摘されております。その問題に関連して、公団はその事業と関連をして職員を引責辞職させておられる。それからなお、当時は成田理事長でございますが、成田理事長のもとにおられました土屋、和田両理事も、これに関連をして責任を感じ、やめられたといふふう聞いておりますが、重ねてその点確認をしたいと思ひます。

○庄野政府委員 三十五年度の關係におきまして、三十五年度以降におきまして業務運営等の問題もございまして、先ほどお答え申しましたように、理事の方が責任をとつておやめになった。土屋理事は海外移住振興の方から、ぜひおいで願いたいといふやうなお話があらまして、海外移住振興の方に行かれた、こういうふうに承知いたしております。

○榊崎委員 その成田理事長は、理事二名、それから職員二名、責任をとらしてやめさせられたわけですね。こういう問題についての責任の所在というのは一体どこにあるのです。私は昨日も、この公団の指導について、いろいろな面について国の責任と公団の責任は一体どういふやうな關係になつておるのか、これをお伺いしました。が、半々みたいなお答えでございました。一体、こういう場合の責任というものはだれに

あるのでしょうか。だれが負うべきでしょうか、大臣のお考えを承りたい。

○河野国務大臣 先ほどからお答え申し上げております通りに、この公団の業務の運営は、国において相当に協力をいたしませんと、たとへば国の方において積極的に農地造成を計画して、そうしてこの機械を使うといふことでありまじやないかと、何さま民間において必要とする機械には非常に大きいものを要したわけでありませう。また、そのためにこの公団ができたわけでありませう。従つて公団自身が熱意があらまじやないかと、その仕事で公団自身が計画するわけではありませうので、そこで公団の事業の不振といふものが生じたと思つたのであります。従つて国との關係においてよほど緊密な連絡がなければいけなかつた。ところがたまたま農林省から出仕しております推薦した理事長と当時の理事の一部との間に多少の意思の疎通を欠くやうなこともあつたように私は委員会において聞いております。そういう關係等からいいたしまして、理事の入れかえ等はあつたのではなからうかと思つたのであります。確かに御指摘のやうに事業内容が非常に不振で、相当の欠損を出したといふことはなほ遺憾でございませう。諸般の点を勘案いたしまして、私は今回これをやめるか、もしくは全面的に改組するかといふことを考えたのでございませうが、農業の改良、構造改善、大規模の土地造成といふやうな諸般の点から参りまして、むしろ積極的に改組して、そしてこの公団を活用することがよからうといふことで、ただいま御審議願つておりますやうに国で持つておりますものも——この機械等

○河野國務大臣　ただいま御説明申し上げた通り、官庁、特に農林省、北海

されぬということは、これは出所進退の上から言っても信賞必罰から見ても

であります。従つてこの機械を十分に活用するだけのものがあれば、こういう

ます。ただいま先生のおつしやるのも、美質的には確かに債務負担行為でござ

常に赤字になる。機械を稼働させな

うの質疑でも明らかのように、国がこれに對する事業を確保する責任が法律的にも制度的にも何もないから、公団を放置しておく。ほったらかしておいて、一体公団をどうするのですか。そして大臣は、いかにも国というものが別にあつて、そして国が確保しなかつたからとか何とかおっしゃる。それであつたら農林大臣に責任がある。農林大臣の答弁を要約していけば、公団の赤字の責任はあなた自身にあることになるのです。これはやはり審議にずっと出てもらつてよくその内容をわかつておいていただきたいと、もう一べん同じことを繰り返さなければならぬようになるのです。それで、成田さんの人事についてはどう考えても――部下をやめさせておつて、そして自分はぬくぬくとして一千二百万円もの退職金――この退職金は一億七千万円の赤字の何倍になるのですか。私はこの人事についてはどうしても納得いきません。

別のもう一つの人事に進んで、最終的に大臣の決意を聞きたいのですが、今新しく理事長になられております松本さん、これは東北開発株式会社の理事であつたわけですから、そしてこの東北開発株式会社が昭和三十三年の八月一日に発足するときに、この東北開発株式会社の役員をきめるときにいろいろ問題があつた。これはもう当時の新聞が十分報道しておるし、今度の東北開発株式会社の汚職問題をめぐつてさらにそれが振り返られ、いろいろな点が述べられておる。その中に、松本さんは河野大臣の強力な推薦で東北開発株式会社に入れられたということが新聞に書いてある。これは新聞が誤りなら

のでどうするかという問題になりまして、周知いかもしれませんが、そう書いてある。つまり新聞用語でいへば河野派だ。そこで東北開発株式会社が、これが汚職を起して、現在檢察当局の追及の過程にあるわけですから、これは国策会社ですから、国会もこの問題を決算委員会でも取り上げられておる。当時の役員、総裁、副総裁、理事全員、この汚職問題とからんで、必ずしも汚職そのものに直接の関係はない人も含めて、総員引責辭職しておられるわけですから、それは本年の二月十五日の決算委員会におけるわが党の勝澤委員あるいは久保委員の質問に對して、經企庁の管政務次官が答へておられる通りです。ところが、昨日参事人としてお見えになりました松本さんは、その点に触れられて、これは政府側の政務次官の答弁が行き過ぎである、自分は決して責任をとつてやめたのではないというふうなお答へがあつたわけですが、幸いに政務次官が見えておりますので、東北開発株式会社の当時の役員解任の経緯は、一体十五日に御答弁になつておる通りなのか、これは間違つておつたのか、その点についてお答へいただきたい。

○菅政府委員 お答へいたします。あの人事の一新は、建前から申しますと任期が満了いたしましたので、改選の時期にありましたので、その改選の形でやつておるわけでございます。ただし、理事全員を総入れかへするといふようなことは異例のことでございます。そこで、建前から申しますと任期満了による改選でありまして、つまり、その点は任期が至らぬときに職務不都合による解任ではございません。しかしたまたま任期が満了いたしましたのでどうするかという問題になりまして、改選の際に、それはちょうど去年の夏でございましたが、会社の運営がよろしくない点がある。特に派閥の関係その他がありまして、正規の機関運営ができておりません。たまたま会計検査院の検査の結果の内容が私どもにも伝達をされて、三十四、三十五年年度にわたる決算の不正確が指摘をされました。また同じく会計検査院からセメントの販売につきましてはなほだまされることがありましてはなほだまされ、そういう点を勘案いたしましたので、もちろんそれは一部でございますが、全般的に見て、この際異例でございますが、理事は全部総改選ということに決意をいたしました。全部入れかえて新しい人事を迎えたわけでございます。しかし汚職の問題はその後の発生でございます。ですから、汚職云々というものを含めての総改選ではございませんでした。しかし今申しましたような意味において、運営上遺憾がございましたので、改選を機会にいたしました総入れかへをいたしました次第でございます。あるがままに申しまして、これが実態でございます。

○菅政府委員 これは次官の答へのお言葉ですが、これは刑法上の問題は私にはわかりませんが、会社の運営上は明らかに理事者としての職務違反だと、私も監督責任のある一員として申し上げました。こういうことも含めて幹部の更迭をいたしました、こう書いてある。従つて、これは職務違反として更迭をされた、このことは明らかであると思うのです。そうであるからどうかだけではよろしうございませうから……

○菅政府委員 ただいま申し上げました通り、背任の問題につきましては、これは刑法上の犯罪構成要件にぴしやつとはまりませんから、私はそれは考えませんが、今申しましたように、今の会計検査院の御指摘の問題も含めて、全体として理事諸君が正當に職務の運営をしておらなかつたのであります。正規の理事会も開かず重要なことが決定されたりしておりますので、そういう意味の正當の職務権限の行使をしておりません。職務違反であります。でありますから、私は、そういう意味も含めて総入れかへをお願いいたしましたのでございます。つまり解任権の発動ではございません。任期の満了によりまして改選ではございますが、實質上の職務違反があると認めましたので、総退陣を願つたのであります。そういうことを申し上げておるわけでございます。ただし汚職の問題は当時はまだ出ておりませんでしたから、汚職との関連ではございません。

○菅政府委員 はつきりしておる点は、これは職務違反で責任をとらされてやめられた、そのやめられた時期がたまたま改選の時期であつたというにすぎない。やめられた理由は、職務違反というその責任を負われて職を辞された。これははつきりしている。その理事の一人が、実は現機械公団理事長の松本さんである。そこで、こういう東北開発株式会社の運営について職務違反をし、監督の責任も果たさず、重大な責任を負つてやめられた人を、審議を通じて明らかにしておりますように、非常に問題の多い機械公団の理事長に農林大臣が持つてこられたというその辺の人事についても、はなはだこれは妥当でない、不適格であると思うわけです。この松本理事長任命に對する農林大臣のお考えをお伺いしたい。

○河野国務大臣 私は、松本君につきましては、神奈川県知事時代からよく彼の手腕、力量を心得ております。当時、東北開発株式会社の発足にあたりまして、私は企画庁の長官をいたしておりました。たまたま主要な人事は、前任者から引き継ぎましたので、その通りいたしました。その中に理事がまだ不足いたしておりましたので、私は企画庁長官として松本君をこれに当てました。その後東北開発はいろいろ問題がありました。しかし、今のうちに、東北開発の役員がかわりました。その経緯につきましては、いろいろ御批判もございまして、松本君に關する限り、機械公団の理事長としてこれを当てることに何らの不適格性はないといふふうに私は信じて、この処置をとつた次第であります。なお、この人事は私一存でやる人事ではございません。閣議の了承を得ていた人事でございます。それには藤山企画庁長官も列席しておられましたけれども、藤山企画庁長官からも不適格であるといふ意見はございませんでした。従つて私としては正當なものと考えて任命いたしました次第でございます。

○菅政府委員 これは刑法上の責任を負わされてやめられた方ではないですけれども、こういう人事の問題について決して私は責めるわけではありませんが、松本さんは非常に同情すべき立場にあることはわかります。しかし、そういう問題と、公正な役員人事をする、適材適所という観点から見ると、東

北開発株式会社で引責辞職をされたよう
な方をわざわざ問題の多い公団の
責任者として持つてこられるについ
ては、その人事は不法ではないけれ
ども、はなはだ妥当性がない、適格性
がない。これは、周囲の、公団を取り
囲む現在の情勢から考えても、ある
過去の経緯から考えても、この人事
は非常に適格性を欠いておる。この
に私どもはお互い政治の場にある者
として考えるのが、道義上まことに
普通のことではないかと思ふわけ
です。しかもその公団法の役員は欠
格条件の中で、「物品の製造若しくは
販売若しくは工事の請負を業とする
者であつて公団と取引上密接な利害
関係があるもの又はこれらの者が法
人であるときはその役員」は適格条
件に欠ける。東北開発株式会社の定
款にあるように、農林工業なり土地
造成なり、あるいは農林水産業に対
する投資事業も非常に大きなウェ
イトを占めておる会社であつたわけ
です。従つて、その欠格条件がこう
いうふうになつておりますから、こ
れは当然それを扱ふ理事の欠格条
件としても考へていいし、この点に
私はこの欠格条件に直ちに当てはま
るとは言いません。これは議論があ
ります。しかし、東北開発株式会
社は、すでに請負業者のうちから汚
職者が出ておる。業者と非常に関
係の深い会社です。そうすると、こ
の欠格条件から考へてもはなはだ疑
問なところではない。しかも東北開
発株式会社の過去の経緯からいへば
もこの松本理事長の任命については
なほ適格でない。これは大臣に考へ
ていただくかぬとならぬ。重ねて大
臣の考へを伺いたい。

○河野国務大臣 私は別にあえて松本
君を弁護するわけではございませ
んが、引責辞職、引責辞職という言葉
をお使いになりますけれども、彼は断
じて引責辞職していません。私は友人
として十分承知しております。現に、
今政務次官の御答弁にございませ
んが、監事の一人は東北開発の副
總裁か何かで残つておられる人
がある。監事で残つておられる人
がある。これは断じて引責辞職した
ものとは考へません。それをあて
て引責辞職、何か引責辞職したこと
にきめてしまふといふことは、少し
行き過ぎじゃないかと私は思ふので
あります。御無礼であります。また
今後において、非常な失態があるとい
うことではあります。その責任はあ
げて私が負うべきであります。私は
大臣として十分に監督をして、職責
を十分全うさせることができると考
へて任命したわけでございます。

○橋崎委員 私からはなほ御無礼
でありますけれども、先ほど政務次
官ははつきりとこれは責めを負うて
やめられた、たまたまその時期は解
任の時期であつたと言われておるの
です。これは政務次官がおっしゃつ
ておることを全部ここに写しておる
。明らかに責めを負うてやめられた
。あるところからやめてこられた方
を、こゝまた問題の多い公団の理
事長に持つてくるというところは、よ
そならでもかゝる、これは納得でき
ない人事であらうと思ふ。先ほど
の成田前理事長の人事ともからめて
、まるでこれは大臣の任命の権限に
ある役職について、どうもたらい
回しをされて、信實

必罰、適材適所という観点から見
ると、はなはだ私は適格を欠いてお
る、どうしても納得できない人事で
あると思ふ。これは大臣に考へ直し
ていただく。これは後たとへば公団
の職員が勤務意欲を持つて公団の
業務運営に成績が上がるように努
めなくちゃならぬのですけれども、こ
ういふ人事を繰り返されておつたの
では、とても働く意欲どころか、さ
じを投げるような気持にもならざ
るを得ない。こゝういふことはお互
い主義、主張は別として、さうい
ふ主義以前の問題ですから、同じく
政治の場にある者として、これは考
へ直していただくかぬとだめだ、こ
う思ふわけではあります。

○河野国務大臣 あえて強弁する
ようでは、さういふ汚職事件が起
こつておる中で、少しも疑いを持た
れたといふ事実があらうとするな
ら、これは私にさういふことをすべ
きでないと思ひます。その中であつ
て、少しもさういふ事実があらう
といふ点があつたといふ事実はな
せん。あつたといふことを聞いてお
りません。一へん、彼はさういふ汚
職のつぼの中にあつて、少しもさう
いふ事実があらうといふ事実はな
せん。聞かぬといふことも聞かぬ
。たまたま中におつたから、あれは
悪いやつだと言つて、悪い極印を
押すといふことは一体いいでしょ
うか。それで人間、さういふもの
の中になつたまま籍を置いたら、私
はかたがたと思ひます。その点に
私は考へてやるべきじゃないか
らうか。松本が一へんでも取り調
べを受けた、非常に疑惑を受けたとい
ふことがあらう。私は今からでも
すぐにも更迭いたします。しかしさ
うでなく、そこに籍があつたとい
うだけで、それを今のようにきめつ
けられることは、少し行き過ぎで
はないかと思ふ。少しありますが、
いかがでしょう。

○橋崎委員 これは単なる松本さん
個人の能力、これはいろいろ判定
の仕方がございませうけれども、一
応東北開発株式会社の汚職問題に
関連をして、理事者として選上
あるいは指導上職務を完全に全
うしてないか、今政務次官がは
つきりされておるわけですね。職
務違反といふことは、理事者とし
ての能力に欠けるところがあるとい
ふことなんですね。さういふこと
で責任をとつてやめられておるの
だから、それをそのまま公団に持
つてこられるのは、いゝわゆる適
格性を欠くのではないか、妥協性
がないんじゃないかといふことを言
つておられます。不法とは、決して
私に言つておられません。

○河野国務大臣 私は、政務次官の
御答弁になりましたような事実を知
つておられません。ただ先ほど申し
上げたように、閣議で了承を求めた
ら、経済企画庁長官が御異議がな
かつた、御意見もなかつた。そこ
で発令いたしました。経済企画庁
長官の意見を徴して、あらためて
善処いたします。

○橋崎委員 あらためて善処され
るといふわけですが、当時の任命
のときには、この汚職問題はさう
表面的に明確になつていなかった
。その後さうと経過をたどつてい
る問題が出てき、そして決算委員
会でも明らかにさうなつておるに
、これは大臣のお調べになつたら
わかるのですが、その理事者の指
導が実になつていなかった。決算
委員会の議事録を読んだだけで

なければ、それは明確になります。
それでさういふ点が明確になつた
現時点において、いま一度大臣は
経済企画庁長官と相談をして善
処したいといふお答えでござい
ますから、それはぜひその通り
にしていただきたい。従つて先
ほどの成田前理事長の人事とも
からめて、はなはだ御無礼でござ
いませうけれども、河野大臣の
人事といふものは非常に個性が
強過ぎる。これは私もひとしく
感ずるわけではあります。あまり
個性が強過ぎます。もう少し一
般的な基準においてやつてもら
いたいと思ふわけではあります。

なご行管からも指摘をされてお
りますけれども、この公団の顧問
、嘱託がまた非常に多過ぎるとい
ふことが指摘をされております。
年間五百万円もこれにかつてお
る。これもいゝわゆる赤字をなく
する、一つの冗費を省く手段とし
てこの顧問、嘱託の問題も十分
検討し直さなければならぬとい
ふことが行管から勧告されてお
るわけですね。そこで昨日この顧
問、嘱託の方々の問題について
お伺いをしましたところ、顧問
が二人で嘱託が五名おる。その
職務内容を一応聞いてみました。
しかしこれはほとんどおられない
。まして公団の運営には関係の
ないような存在である。それを
実証するのは、公団の今までの
いろいろな業務運営上の問題
点を考えれば、それが明瞭にな
つて参ります。そこでこの行
管の勧告について、松本理事長
としてはどういふふうに対処を
されるつもりであるか聞きた
けり、結局たらい回しをして、
身分を変えろといふ問題だけで
、依然としてこれまでのものは
かかえてい

うという態度のようでございますが、この顧問、嘱託の問題について、大臣はこれを検討されたことがあるかどうか伺いをしたい。

○河野国務大臣 御無礼な御答弁でございますけれども、私そこまでは手が回りません。

○榑崎委員 私はその通りであらうと思ふのです。これはよく検討されれば、当然こういうものは要らないという結論が出てくると思ふのです。検討をされていないからこれはおわかりにならなかった。しかし行管もこれを指摘しておる。これはもう明らかに冗員です。早く何とか行管の勧告通りしていったかぬと、依然としてむだな費用を使つていくという結果になるのではなからうかと思ふわけですから。そこで理事一名の増員の問題につきましても、えてして今まで公団とか公庫とかいろいろの役員は、古手の役人の骨の拾ひ場所みたいな關係になつておりますから、この点は、今までの人事の不手ぎわも一応考慮に入れられて、今度こそはほんとうに公団に勤めておられる職員がこの人のためならというよりな意欲のわく理事、よく業務の内容がわかる理事、そういう理事の御起用をぜひいただきたい、このように思ふわけです。

さらに二、三、これは公団の内容の問題について大臣のお考えを聞いておかなければならない点があるわけですが、三十七年度から国が公団に機械を現物出資するわけです。全部で今予定されておるのは、農地局関係の汎用性の大型機械百五十二台、さしあつては三十七年度は八十六台ということになっておりますが、昨年も農地局長

にお伺いしたのですけれども、どうも国の方で手に負えないような機械、つまり稼働時間が残っていないような機械を公団に押しつけるおそれがあるのではないかと伺つておられるわけですが、その点について資料の要求もいたしました。まだいただいておりますけれども……

そこで、これは大臣にお伺いをしたいのですが、たとえば三十七年度八十六台、全部で年を追つて百五十二台公団に現物出資をされますが、その台数だけは、公団に出したというよりな格好になるけれども、中身の機械が役に立たないような機械であるとするわけですから。たとえば五年間の耐用の機械があるとして三年間使つていける。その三年間分は実は農地局の方で減価償却してとつていらつしやるのですね。その残り二年間分を公団にやつて、公団が二年間でそれを回収して、そして今度は機械を更新しなければなりません。そうすると公団は新しい機械を買ふのです。すでに国側が何分かつていける分は、一体公団の方に返していただくのかどうか。機械を新しく更新する場合に、大臣からこの点は現金で出資をするなら出資するということを言明をしていただくかぬと、公団は再び赤字を作る大きな原因にもなりかねないと思ひますから、この点は一つ大臣から確たることを言つておいていただくかぬと、公団としては不安ではなからうかと思ふのです。

○河野国務大臣 私も同様に考えます。私は赤字がでるくらいに、この公団には日常必要でない機械でも保持させて、大規模開墾もしくは特殊の機

械の必要とするものを温存せしめるといふことがねらいでございます。従つて赤字が出る場合もあるでしょう、それは国庫でときには特別な補助もしくは助成をしなければならぬ場合も起つてくるだらう。私はそれは決して悪いと思はないのであります。従つて今後この公団については十分厳重な監督をすると同時に、また今のようないの場合が起つてくるときにはこれに特別に助成する処置も必要があるだらう、こういうふうに考えております。

○榑崎委員 今の大臣からの御答弁は、農地局の方で減価償却された分については更新のときにそれを現金に換算して公団に充て、新しい機械を買ふ、そういう約束だと承つておいていいでしょうか。

○河野国務大臣 機械が引き続き必要である場合には公団において買ひ場合も起つてくるでしよう。その場合においては公団が借入金で買ひ場合もあるでしようし、政府が特別に助成をして特殊の機械を持たせる場合もあるでしよう。それはとどきによつて、事情によつて違ふと思ひます。

○榑崎委員 業務内容の細部にわたつてはまだ問題がございますが、これは必ずしも大臣を必要としないので、大臣に対する私の質問はこれで終わりたいと思ひますが、先ほどの人事の問題については、何としても私どもは納得できませんので、これは先ほど大臣が言明されたように、直ちに経済企画庁長官と御相談の上、この人事の適正化について善処されますように特に要望いたします。私の質問を終わります。

○野原委員長 山田長司君。

○山田(長)委員 ただいま榑崎君の質問で理解のできない点があつたので、最初にそのことを伺つてから、私の伺おうとする問題について進めます。

人が多くて人が少ないということがございますが、ただいまの農林関係の人事の異動についてはそういうものを痛切に感ずるわけです。そこで国策会社から国策会社に動く場合に、私のどうも理解ができないのは、動くときに一千万円以上の退職手当をもらつて動いていく、この点大臣の所見を伺いたいです。役所から役所に人が動いていく場合には別に退職手当がないように、国策会社から国策会社に動いていく場合にも、退職手当の問題については必要ないのじゃないかという印象を私は持つのです。それは最終年度に通算をして退職手当を出せばそれでよいのじゃないかという印象を持つのです。大臣の御所見はどうですか。

○河野国務大臣 実は私もよく存ぜなかつたのですが、今度事情を聞いたのですけれども、これは公団、各会社別に積立金がございますので、それで一応落として、次に行つた新しい職場でもらうというに通則がなつておるものであります。

○山田(長)委員 政府機関の場合のうちに、そのつど支払うというのではなしに、通算して支払ふえば私は同じじゃないかと思ふのです。今度の場合など支払ひは、決算まで東北会社の人たちの退職手当を聞き、さらに今度の機械化公団から愛知用水公団に行つたという場合の退職金を聞いたとき、何だか退職金をもらつたために次々と動いていくような印象を持つのですが、その点もう国策会社に働かなくなつた

という最終の段階において支払ふ、理屈は同じだと思ふのですけれども、この点どうですか。

○河野国務大臣 役所ならば、通算してよろしいかもしれませんが、会社、団体におきましては会計がみな独立しておりますから、それぞれにおいて積立金があるわけでございますので、その積立金で落としていくという事になつておるようでございます。これはいづれも千何百万円という、私も非常にたくさん持つていくものだなという気がいたしました。ところが政府機関はみなそういう内規、通則がありまして、その計算によつてそういう数字になるやうでありますので、ああそうかということでも私も承したわけであります。

○山田(長)委員 これは、政府機関の場合はその点將來もあることですから、私はやはり明確にすべき筋合いのものだと思ふのです。どうか、その点について、実力大臣と言われるのですから、不明確な点は清算するようにしていただきたいと思ひます。

それから次に伺いたいのは公団の仕事の内容ですが、業務内容が開墾事業に力点を置くのか、あるいは貸付事業に力を入れるのか、場合によれば修理事業に力を入れるのかという点、力点が欠けていゝという印象があるのですけれども、この点はいかがですか。

○河野国務大臣 保持いたしております機械の性質から申しまして、貸付が主になるであらうと思ひます。ただ今回の措置といたしまして、各修理工場をこれに経営させることにいたしましたから、従つて、民間の機械についても必要があればこれを修理してやるこ

ともいたすということでございます。目的はどこまでも全国の開墾の重点を置いておるわけでございますが、民間の開墾についても協力するということでございます。

○山田(長)委員 この仕事の前身である農地開発公団なるものは、食糧の不足当時あるいは帰還軍人、海外引揚者、疎開者、失業者、こういう人たちに緊急に開拓をさせて、土地の造成をさせようというふうな意図だったと思います。当時は多数の零細農の人々にも土地を与えようという大きな眼目があったと思うのですが、それがいつの間にか零細農を対象とする形ではなくなってしまうと、今度の場合などは県の委託とか、あるいは町村の委託とか、こういう形で開墾の仕事が生まれてきていると思うのです。前の零細農に対する土地の付与というものは非常に金がかかるから、現段階においてはできない事態になってしまったと思うのですが、この点についてはやはり所期の目的というものをもちながらどうか、これはやはり明確を欠いておると思うのですけれども、この点いかがですか。

○河野国務大臣 もし私のお答えが間違っておりますならば事務当局から明瞭にいたさせますが、先ほど申し上げましたように、この機械開発公団は政府が行ないます大規模な開墾のために機械を認め、この開墾をやるのが主目的で発足したものでございまして、分与して政府がこれを行ったということじゃないかと私は考えます。そこで、これからどうするかというお話でございますが、これから今

の零細農に開墾したものを与える、これは別に政府として考えていかなければならぬ問題だと考えております。

○山田(長)委員 先ほど大臣が橋崎さんの質問のときに、この機械公団に對してどうあるべきかということについて、かなり悩んでおられることを発言なさったようでありまして、これは私はもともとだと思っております。私のふに落ちない点は、この機械公団なるものが、次の段階に機械を適当な価格で国からも付与されるという形でたくさん機械を所有する段階に発展していくわけですが、大体この公団ができたのは三十年の十月であるが、機械の購入された状態というものを調べてみると、いざいざ二十六、二十八年、二十九年ころ、要するに設立する前にかなり多くの輸入機械の購入がなされておる、こういうことになるのです。そもそも始まりがどうもMSA協定によつて購入をしられたという印象があるのですけれども、この設立にあつたこのやういふ無理は全然なかったものなのですか。

○河野国務大臣 私、当時農林大臣をいたしておりました、創立の過程につきましてでは今も記憶が新たなものがあるわけでありまして、実は根創、上北の開墾を大規模にやるべきだということとで、して申せば青森の上北の開墾について非常に地元で熱意が強いございまして、そうしてわが党の議員諸君から議員立法でもこれをやるといふやうな御要求が強いございました。そこで私、農林大臣としていろいろ計算もして見るが、たしかこれは議會の会期半ばにやつたやうに記憶いたしております。予算もつけずに、たしか余

剩農産物か何かの金じゃなかったかと記憶いたしますが、安い金利の金でアメリカから大型の機械を買つてきて、そうして大規模の開墾をやるといふことで作つたのでございまして、今お話しのように、以前に買つてあつたとか、いわゆるそつじやないかという関係で買わされたんじゃないかというやうなことは全然ないんじゃないか、私の記憶に間違いがあれば事務当局から訂正させますが、私はそう考えております。

○山田(長)委員 この発生当時の事情、さらに現段階における事情等を見ますと、どうも購入する事態に立ち至つたときの様子というものが非常に不明瞭なんです、それは場所によつてはかなり強い要請で機械購入を依頼してきたところもあると思ひますけれども、当時世銀の技術団等が日本に來て、こういう形のものができる事態になつてきたわけですが、その当時の北海道とか青森あるいは東北地方という地域に向けて購入したのには、機械台数が何か非常に多いのじゃないかという印象なんです。この点機械の稼働の状態というものは、これは大臣でなくてもけっこうですが、はたしてフルに使用できたかどうか、この点が疑問なんです。

○庄野政府委員 機械開発公団が発足いたしましたから、機械は借入をもつて取得いたしました。大体三十一年度からであります。それで、お配りしました資料の中に、「昭和三十一年度機械公団への現物出資機械予定額」というのがあります。これは今政府が取得しておるもので今後この中の汎用性のある機械を公団に現物出資する、こ

うことになるわけでありまして、公団といたしましては、発足後三十一年度から機械を取得しておる、そしてそれは上北、根創あるいは後津開墾、そういったところに稼働あるいは受託工事として使用した次第であります。

○山田(長)委員 そういふ地点に活動しておる機械の実情というものが、これだけの使用台数を要したかどうか。この点不明瞭なんです。

○庄野政府委員 行管の御指摘がありますように、現段階においては、工事の進行状況によりまして稼働しない十分な面も細部においては出ておるわけでありまして、政府といたしましては、事業計画に基づきまして後津開墾にはこれだけ、上北、根創にはこれだけということで購入いたして稼働させたいわけでありまして、その中で、これも問題になつておりますが、後津開墾の分が、計画の変更その他によりまして十分な面が生じたわけでございます。そういう面についての稼働の十分な機械等の処理については、北海道開発庁において北海道の開墾用に十分に活用していくということになっております。

○山田(長)委員 機械公団から出した三十六年十一月の概要の中には、輸入にかかると乳牛を地方の道なり県に売り渡すという条項は、十ページの乳牛導入事業とあるところで、三十五年度をもって終了することになったと規定してある。そういう規定があるにもかかわらず、今度出ている法案の中にはやはりこれは削除されずに業務内容の中に入つておるが、この点はどういう意図でそこがあるのですか。

○庄野政府委員 乳牛の導入計画は三

十五年度までの年度計画によつて遂行した次第でございまして、これの経費は世銀から借入して今後なおこの一応の導入計画は終わった次第でございまして、借款としてはその支払い義務がまだ残つておるわけでございますけれども、そういう面において今回の目的の中から落としてない、こういうことでございまして。

○山田(長)委員 そうしますと、この印刷物が公団から大量に出ているとすると、事業概要だけに私は非常に間違いを起すのじゃないかと思ひます。この点は削除すべきものと思ひますので、いかがですか。

○庄野政府委員 一応事業計画としては三十五年度で終わったのでございまして、なお借款が残つておるから、この点は返済というところでお残したわけでございます。十分その点は今後とも検討したいと思ひます。

○山田(長)委員 監督の問題なんです。法案の中に大臣がその公団の監督をするといつておるけれども、先ほど橋崎君が三十五年度の会計検査院の批難事項の中に指摘があつたことを申されしましたが、やはりこの監督は業務全体にわたつて大臣がなされることであると思ひます。なかなか全国津々浦々の機械化の仕事の監督という問題については容易ならぬことだと思ひます。この監督を監督官がさしたつて總裁等と連絡をとりながらやらせるものだと思ひます。そういうためには、当然稼働能率をよくするためには、これが計画としてフルに機械を操作し得る計画が立てられなければならぬと思ひます。こういう計画等については、報告資料なんかにあります。必ずしも

稼働率のよかつたということだけが
出ていない、非常に悪かつたときが書
かれておる、こういう点は計画上に粗
漏があるのじゃないかと私は思うので
す。この計画等についてはやはり大臣
も相当指示を与えなければならぬ筋合
いのものだと思うのですが、大臣はど
う考えておられますか。

○河野国務大臣 ごもつともなお話で
ございまして、その点について考える
ところがありましてので、仕事にな
かつた、稼働日数が少なかつた、赤字
が出た、こういうことだと私は思いま
すので、今後におきましては、国にお
きましては積極的にこれらの機械を使
用いたしまして、そして十分な開墾事
業もしくは土地造成事業を積極的に推
進する、こういうふうなやつて参りた
いと思つてます。

○山田(長)委員 輸入されている機械
及び国内における機械使用年数、大体
耐久時間とでもいまいしよいか、そう
いうものがむろんあげられると思つて
います。それで将来この公団の実績い
かんを見た結果、国から機械をここに導
入しておいて、それが将来適当なころ
合いを見計らつて、民間の会社にも
払い下げるのじゃないかというよう
なことを言われておるものもあるわけ
ですが、この点はやはりこのままの公団
で推し進めていくという確信のもとに
それが進められておるのですか。

○河野国務大臣 お答えいたしますこ
とが間違つておりましたらあらためて
お答えいたしますが、一応お答えいた
します。

先ほどから公団が赤字が出てけしか
らぬという御非難がだいぶ強かつたの
ですが、稼働せずに出る赤字は、これ

は政府との連絡が悪いから稼働せず
に赤字が出る。もう一つの出る原因は機
械の貸与賃が安い。それから経済的に
ペイしないところでもこれを移動して
貸与する。ときによれば北海道から東
北まで持つてくる金が非常に高くつ
きまして、そして働く日数が少ないとい
う場合には、これは、お前のところは
働く日数が少ないから運んでやるわけ
に参らぬ、もしくは移動の費用をお前
のところを持つたなければいかぬとい
うようなことで、その仕事ができなくな
るというところのある場合に、どう調節
していくべきかというのが問題だと私
は思つてます。そこで私として考えま
すことは、今日政府もしくは公的機関の
みならず、民間にもだいたいトラクタ
ー等が入つておられます。これらの使用料
は相当の金額に上ります。従つて開墾
もしくは土地造成を民間で行ないま
す場合には相当の負担がかかるわけであ
ります。一方において補助金も出しま
すけれども、またそれらの負担が非常
に大きい。これを率制する意味におい
て、大いに果もしくは国のこの機械を
活用する必要があるという意味からい
きまして、これらの使用料等について
は十分な監督をして、そしてこの土
地造成に寄与するところがある、決し
てもうけて会社がうまくいって配当が
できる、もしくは内容がよくなくてい
くというところは、私はあえて期待する
ものではないのでございまして、むし
ろその逆の方向を——遊んでいて赤字
が出ることは、これはいけません。これ
はいけませんから、決して赤字の出る
のを弁明して言うのではございませ
んけれども、今後の運用の方針として
は、ただいま申し上げたような点に特
に留

意する必要があるのではなからうか。
従つてこれを民間に移すというよう
なことは全然考へてはおらぬ。どこま
でも民間の農業機械の使用料の上がつ
て参るのをこれによつて率制し、適正な
使用料を維持するというに役立た
せるべきものだと考へておられます。

○山田(長)委員 機械の移動等により
それが目的地に着くまでの間にかなり
むだな時間が出ると思われる点はわか
るのです。この点についてやはり最初
から大きな計画を立てて、そういうむ
だのないような形が当然生まれなけれ
ばならぬと私は思つてます。その点に
ついての開墾の大計画が国土の上に立
てられなければならぬと思つてます。
この点がやはり監督の衝に当たると
しては全体の見きわめをつけて、そ
れが稼働率の上昇を願わなければな
らぬと思つてます。

〔委員長退席、田口(長)委員長代理
着席〕

この点について大計画が立てられてお
るのかおらないのか。これによつて私
は、いふぶん違つてくると思つてます。

○河野国務大臣 ただいまお答えいた
しましたように、民間に貸し付けると
いう、民間の利用をある程度期待いた
しておられます。従つて民間の開墾もし
くは造成等に寄与しようというこ
も大きなものは、国、小さなものは県と
いうことでやつておりますから、今御
指摘のようにもちろん国において計画
するところの土地造成、開墾というよ
うなものがむろんなければならぬわけ
でございまして、それは今年度予算に
一億十億円あるわけでありまして、こ
の程度ではむろん少ないといふことは
たゞびおしかりを受けましたが、明年

度におきましてはこの方面に十分意を
用いて、酪農の主産地形成をするとか
もしくは果樹園芸等に寄与するとかい
うことでいくべきものである、これに
つきましては目下林野庁におきまして
どの程度の林野もしくは原野が利用で
きるか、そこでどういふ計画が立つか
というようなことを根本的に私は立案
いたしまして、明年度においては考へ
ていくべきだといふふうに考へており
ます。

○山田(長)委員 ただいまの大臣の答
弁で、明年度にその計画が立てられる
という話であります、私はこれをす
みやかに立てることによつて、今度改
組される機械公団もこれが機能を十分
に発揮することができると思つていま
す。その点、公団の整備強化をすみや
かにやられる必要があると思つていま
す。そのことにより、各府県の改良事
業の効率的な進め方も当然各府県とも
に前進して行くと思つてます。この点
やはり、どういふ形で各府県にPRを
しておるか分かりませんけれども、今
度の機会をねらつてより一そうPRす
る必要があると思つておりますが、
この点についてどんな形のPRをされ
ようとしておるか、御意見を承つてお
きたいと思つてます。

○河野国務大臣 御指摘の通りでござ
いまして、先ほどから申し上げますよ
うに、すでに府県にも、実は中型、小
型の機械を持たせてこれを稼働せしめ
る、それと相提携して国の大型の方も
取り入れるようにするといふふうにし
て、全面的に全国の土地造成もしくは
開墾、草地の造成といふものの方向を
打ち出しておるわけでありまして、こ
ういふ機会に申し上げていかどうか

わかりませんが、農林省のこれら事業
の各府県の割付等におきまして、お
おむねこの十五日を目途として全部終
わりまして、全国一斉にこれを急いで
やれと指示いたしておられます。例年よ
りもなるべく早く一切のものが新予算
とともに動き出すように督促して参
る、その中に機械も入れるようにや
っていくべきであると思つてます。

○山田(長)委員 質問を終ります。
○田口(長)委員長代理 足跡登壇。
〔田口(長)委員長代理退席、委員長
着席〕

○足跡委員 農地開発機械公団法の問
題については、機務委員が中心で、ま
た角屋委員等から詳細な質疑があり
したので、それらと重複しない事務上
の質問もありませんが、それはあとに回
しまして、私は主として大臣に伺いた
い二、三の点を申し上げたいと思つ
ます。

この公団法が成立をいたし実施にな
りましたのは昭和三十年でござい
ます。当時の農業情勢なり農政の方向と今日
とは、農基法制定以後においてはよ
ど異なつた様相を示しておることは、
大臣もお認めにならうかと思つていま
す。当時私どもが愛知用水公団なりま
た開発機械公団という新しい公団設置
に對しての検討をいたしました際に、
これは公団でいくべきか、特別会計によ
る公営でいくべきか、いわゆる国営でい
くべきかといふことでいふぶん論議を
したのであります。当時の政府のおも
なる理由として、これは世銀が融資を
するのだ、いわゆる外資を導入し、ある
いは見返り円を資金源に求めるという
趣旨からいって、これは公団に踏み切
るべきではなからうかという態度であ

りました。しかし見返り円を資金源に持つとかいうことについては、すでに愛知用水の運営をめぐって見返り円が利用できなくなり、それで資金コストが高くなるというよりなことから資金操作に困難が起き、従って受益者負担に問題が進んできた。その当時、私を指摘しまして、そういう不確定な資金源を対象とした資金運営というものは必ず問題が起きるのではないかと、この開発機械公社法そのものの審議というものは必ずしも十分とはいえない実情にあった。二つとも同じような資金構成によつており、すでに愛知用水はその使命を達成して、今後は管理公団的な性格を多分に持つであろうということは指摘するまでもない。要するに建設公団の任務を終えて管理公団的な性格に変わらざるを得ない段階にきておると思ふ。また今問題になつておるこの開発機械公社にいたしまして、大赤字を出して問題を惹起し、事実上においては性格が相当変わつてきてはいないか、従つて世銀借款等については、政府が当然これは肩がわりをして、この種のものについては再検討を加える段階にきておるのではないか、私どもはそういうふうにも思ふ。農業情勢の推移、変化、また農政基調の農基法以降の変り方、建設なり当初の任務を終えたこれらの愛知用水公団あるいは開発機械公団というものについては、おのずから情勢の推移と相俟つて、建

設なりあるいは業務の内容というものが変化し、性格が変わつてきておると思ふのです。それをなややつていこうというところにすでに無理があるのではないか、かように私どもは思ふのであります。農林大臣は非常に勤の鋭い、感覚の鋭敏な方でありまして、おそらくお気づきになつておると思ふ。なぜこのようないき方に固執をされなければならぬのか。先ほどからも役員の問題をめぐつて、る輪崎委員から具体的な質疑が行なわれ、私も聞いておつて、大臣の答弁が必ずしも當を得たものとは考えませんが、その問題は一応あとで私は若干触れる点がありますから申し上げませんが、ともかくこの両公団というものについては根本的に検討の余地があるのではないかと。その解決のための世銀借款その他の問題については、当然国が肩がわりをして処置していけばよろしい、私はそういうふうにも思ふのです。この基本問題について、大臣はよくお考えになつておられると思ひますが、一つ御見解をこの際明らかにしていただきたくと思ひます。

○河野国務大臣 私も御指摘のような意味合いにおいて慎重検討いたしました結果、先ほど来お答え申し上げましたが、今日の時勢が、土地の造成もしくは原野の開墾等、ますますその必要の度を加えておる。これが達成にはどうして大規模の機械もしくはこれに必要な機械が必要である。この機械を、先ほど申し上げましたが、民間に個々の所有にまかせておきましたのでは機械の使用料がいたずらに高騰するだろう、それでは土地造成等が非常に高づく。従つて政府においてこれを保持いたしました、これをあまねく有利に民間に利用せしめる方法が必要だ。これらの必要を充足するためには、むしろ積極的に政府において土地造成に必要な機械を持ち、大型なもの、中型なもの、小型のものを、これをあまねく農家の利用に供する、もしくはみずから開墾する場合にこれを使うということが適當であらうという意味合いで、積極的に改組したわけでありました。

○足鹿委員 機械開発公団については大臣の言われる点も——今後の運営を見なければわかりませんが、まあ一応そういうことも考えられるでしょう。しかし、従来の運営を見ておりますと、これはこまかいところで大きな問題で、赤字の大きな原因でありまして、経験が足りなかつたとか、いろいろ理由をつけておられます、赤字のできた原因について。しかし普通の商社は、やはり稼働率は二〇〇％以上稼働せしめておるのです。この公団に限つて、たとえばパワーショベルであるとか、あるいはドラッグショベルあるいはその他の大型機械の一、二の事例を——こういう機会でない、大臣は御認識できないと思ひますが、耐用年数が一万二千時間あるものを、三十一年度にはパワーショベルについてはたつた百六十時間、三十二年に五百四十時間、三十三年に六百二十時間、三十四年に六百六十八時間、三十五年に四百六十五時間、極めて二千時間を上回る程度のものであります。そこで問題になつて、これ以降は北海道開発にこれを回しておられる。私どもは愛知用水の現地を見たときに、アメリカから押しつけられたと言ふと、あるいは諸弊があるか

もしれませんが、とにかくアメリカの大型機械を入れて、橋がない、道路がない、至るところで停滯をして、現地の作業場へ行けないという事態があつた。従つて結局稼働時間が大幅に下回る、こういうことになる。上北を見、根釧を見まして、なかなか林野庁との未墾地の調整がつかない。一方は林野庁であつてやはりこの林野行政当局としては理論的には必要を認めておつても、なかなかその山を開墾地として提供することに難点ができる。なかなか話をつかない。結局、上北の場合におきましても、適地はあつてもあの程度のことになかなかならなかつた。こういうことなんです。根釧の場合は御存じのようにパイロット・ファーム地区の新しい地区でありまして、いよいよ計画が立つたとなんに、今度は防衛庁が演習場にそれを引き受けたということになります。数字は忘れましたが——というので、またこれにも支障が出てくるというふうな、適地があつても事実上においてこれらの機械が十分フルに稼働するような状態が生まれな。むしろそれが逆に狭められていくような実情の中にあつて、今後、北海道開発庁にいたしましてこの大型機械等が所期の稼働日数をあげて意義ある仕事を達成できるかどうか、これまた問題がある。これは開墾適地といふことも、最近なかなかうまく参りません。従つて今後草地開発改良という方面ならば、あるいは若干の稼働面が出てくるのではないかと。それも政府の態度いかんかと思ひ

のです。農地局は大匠構想に基づいて、はたして今後このたびの改正を通じて赤字の始末をし、理事を増員し、そして従来の運営の批判の上に立つて十分これに仕事を与えていく準備があるのですか。事実上はさういふ準備を向いてい

るんじやありませんか、あなた方は。この開発公団に仕事を与えていく具体的な内容をお示し願ひたい。従来十分に稼働しないだけには、いろいろな受け入れ条件の不備もあつたし、事実入つてみたら、今度はそれがフルに活動し得るような状態にならなかつた。予定されたところはいろいろな支障によつてまたやむを得ず放棄せざるを得ない、こういう事態の中にあつて、一体どうしようというのですか。少なくともこの基本的な問題を検討されなければ、そして具体的なものを示されなければ、この機械開発公団は赤字の始末をしてまた運営上から赤字は必ずだと思ふのです。これはもう間違ひありません。こういう運営状態であつては、赤字が出るのは当然なんです。赤字が出ていゝわけの退職金が出る。それは赤字が出ていゝわけに値するような仕事をしておいて、退職金を出さる、理事長が退職金を幾らお取りになろうと、私どもはあえてその金銭について論ずるものではないのです。値するような仕事をしておらないで退職金をむさぼる、こういうところにやはり世の指弾を受ける、批判を受けなければならぬ。それで仕事を与えるような大臣構想は、民間にこれを活用せしめる、あるいは都道府県のサービス・ステーションにこれを利用せしめる、あるいは農林地方局ができればこれにも十分やらせ

る。なるほど言葉の上ではそういうこととは言い得られますが、実際上どの地区にどの程度の面積をこの機械開発公団をして当たらしめていくか、そういう具体的な資料が提出されない限り、私はこの問題はまた数年後には同様のことを繰り返すのではないか、かように思うのです。その点は、大臣なり責任ある事務当局としても、具体案は事務当局から、大体の構想については河野さんからこの際明らかにしていただきたいと思います。

○河野国務大臣　先ほどもお答えいたしました。あまり適當の用語でないかもしれませんが、私もしれませんけれども、これまでしばしば私が明年度の草地造成費は十億——そんなことでどうするか、もつともつとふやさんねばいかぬじゃないういかという御要望が非常に足慮さんあたりからもあつたわけであります。民間はそんなものじゃ問題にしてない、もつとなければいかぬ、民間に非常に意欲が旺盛であるということの御指摘があつたわけであります。私もこの民間の意欲、この要請にこたえて、機械は今後十分動くだらう、また政府としても、そういう要請にこたえて動かすようにしていかねばならぬと思つておるのでございます。ただし民間貸与だけを当てにしておりません。政府におきましては今お話しのように、これからは十分この民間の要請にこたえて、土地造成に強い意欲、熱意を持つて、この機械がフルに動くようにしていくときに、初めて農村の構造改善ができる。日本に新しい村が生まれてくるものと確信するものであります。

○足鹿委員　これはあとで事務当局にお尋ねをしたいと思うのですが、ここ

に私の手元にある資料によりますと、これは古い話でありますが、みながみなとは言いません、言いませんが、いかに政府がわれわれ国会に提出をなさる資料というものが僭倖性と具体性に欠けたものであるかという一つの事例として私は申し上げたいのであります。三十年この公団が発足当時に国会に提出をされました経営収支に関するものをあらためて見直してみると、まことにでたらめという一語に尽きるものであります。たとえば収入の場合であります。たゞ収入の例をとってみましても、われわれ国会に示された当時の資料によりますと、三十四年度はゼロですが、三十一年度に五千万円、三十二年度に三百万円、三十三年度に八百万円、三十四年度はゼロ、三十五年度は八百万円、三十六年度が九百万円という数字であつた。實際上に政府が支出したものはこういう数字であります。ところが、当時の計画によりますと、三十一年度は七千九百万円、三十二年度は六千二百万円、三十三年度が六千一百万円、三十四年度も同じく、三十五年度も同じく、三十六年度も同じく、こういうことになっております。支出の面を申し上げますと、なおひひいのですね。こういう事業収支、経営収支というものは、立てたときからもう全くなつてない。そういうものを国会に提出をして、短時間の間に審議をせよと言つても、これは審議に疎漏があり、十分目の届かないことは当然なんです。だからこれから立てられようというはつきりとした根拠のある、絶対に赤字は出ない、事業効率も十分上がつて、大臣が今言われたような成果の上で、大臣が今言われたような成果の上で、具体的な計画が、当時出されたよ

うな資金及び償還計画の欄の中にある公団の経営収支のようなでたらめなものであれば、こういうものはわれわれは断じて承服できません。これはあえて現在のあなた方を責めるわけではありません。あなた方の責任ではないわけです。その点は役人さんはかわられればそれで構いません。ですから、あえてこれをあなた方の責任として私は追及するわけではない。が、しかし、この事例の上に立って、先ほどから言いますように、公団は充実したわ、借金のしりをぬぐったわ、一体ほんとうにあなた方が前向きで公団に仕事をさせる気なのか、気でないのか、その内容をとここで明らかにしてもらわないと、この問題は解決がつかぬと思うのです。もうすでにこの公団の出発当初から、これは資料の面から見ても全くでたらめしごくなことになっておるのであります。かりに支出の面を申し上げましょうか。実際のあなた方が考えられましたものとは、当初の計画があつたものものが十倍以上に支出されておるものもあるのです。全くもう驚き入るほかならないのです。特にこの差益金の事例を申しまして、われわれに示しておられたところの資料というものは、たとえば三十一年度のごときは——まだ三十一、三十二年、三十三年程度は、公団が根拠といひ、上北といひ、その他の地区において相当活躍しておる当時なんです。その当時においても、剰余金の計算が三十一年度において一億七千一百万円を見込んでおつた、これが八千一百万、決算面によりますとそういう開きになっておる。一億七千一百万といふものと八千一百万の差、四億三千五百万と七千八百万の差なん

です。五億八千五百万と二億九千五百万の差なんです。昭和三十四年度は七億五千四百万と四億四千三百万の差なんです。三十五年度に至っては十一億一千六百万に対して四億四千五百万、三十六年度においては十億五千七百万に対する二億三千万というように、それは全くもうお話になりません。こういうでたらめというか、ずさんというか、不十分な運営によってこれが運営されれば問題の起きてくることは、私は当然だと思っております。こういうような事例から申し上げて、今後この公団を充実、前向きの姿勢にするんだと言われますが、そのために大きな国費を投入するわけでありますけれども、どういった具体案を持って、誤差のないような、ほんとうに日本の農地造成や草地改良あるいは災害の復旧——あつてはならぬことでありますが、災害対策、そういうことに對して対処されようとしておるか。年度別、地域別のものがあれば——これは公団あたりも当然良心的にあなた方に迫って、そのものをとるべきであるし、またあなた方も進んでこういうことであるから過去は確かに間違っていました、失敗でした、がしかし、今後はこういたします、こういうものが当然出さず。そういう点について大臣の答弁は、大まかで抽象的でありまして、これ以上大臣に申し上げても益ないことだと思ふのですが、少なくともあなたのお意図と中身とはだいぶ食い違っておると私は思う。どのような御決意で私が指摘したような大きな食い違いが起きない運営をなさる御所存でありますか。かつての成田理事長は、月に

二、三回の登庁であつたそうです。ね。月に二、三回登庁すればいいという程度。真偽のほどを確かめようと思つてわれわれは昨日参考人としての出席を要求したら、支障によつて御出席がなかつた。これはうわさでありますから、われわれは真偽を確かめたかつた。一月俸の百分の六十五もの退職金がとにかく勤めてさえおれば月給のほかに毎月つく、こういううまい商売はないでしょうね。しかも赤字を出そうが、欠損をしようが、とにかくもらえるものだけはやめるときもらえる。これは農林省からただいまいただいた資料によりますと、ほとんど大部分が百分の六十五、こういう退職金を農林大臣の認可によつて受けることになつておるようです。ですから大臣は御存じないはずはない。今度はまた畜産事業団も出てくるでしょうが、まだ退職金の規定がないようであります。ないのも若干あるようですが、一体その業務運営その他についてやはり信賞必罰といひますか、功績のある者となない者といふことは、役人としては退職給与金等については当然考へてしかるべきだし、第一、百分の六十五も一月月に、たとえば成田さんの場合は何にも仕事をしないでも二十三万円百分の六十五、十四万九千五百円の退職金が毎月ついてくるのです。こういうばかばかしい話は、私はないと思う。そこに公団をたくさん作っていく上においても批判を受ける当然の理由が出てくると思ふのです。ですから、これはやはり特別会計、公営主義、こういうもので愛知用水等も性格を転換すべきだ、こういうふうに思ふのです。これらを総合して大臣はどのようにお考え

になりますか。その辺のしかとした御見解を明らかにしていただきたい。仕事をほんとうにさせる気ならば、どういふ具体的な指示を与え、今後事務局が案を練ったものに対してもどういふふうな決裁を与えられ、そしてこの公団が前向きにされるか、余談でその面に言及いたしました。質問を戻しまして重ねてその点を御答弁願いたい。もし次の機会においてこういふ事態が起きたら、それこそこれは責任問題ですよ。それが出る要素は多分にあるというところをこの際はつきり指摘しておきます。その点もしかと承っておきたい。

○河野国務大臣 私が大に在職いたします限りにおきましては、断じてそういうことのないように十分指導をし、もしくは事業計画等についてもあやまらなく公団と役所との関係が緊密にいたしまして十分に目的を達成するように監督いたす所存であります。

ただいま成田君が役所に出なかつたというようにござりますが、これは本人のために私はあえて弁明いたしますが、役所に出なかつたということはない。これは事務局もそうじゃありませんと申しております。私も友人の一人として在野時代からよく連絡があつたのでありますが、大い役所に行つておりましたことを私は知っております。

それから、今の退職金が多いということですが、これは各公団共通の退職金の規程だそうでございます。これは私が認可をすることでなくて、退職金の規程を認可して、規程に基づいて給与されるということだそうでございます。従つて私は実は幾ら出たか

も知らずにおりました。どうして知らずにおりましたかという、退職金の給与規程が認可になっておるために、その認可になっておる規程によって各公団はみな同様の率によって給与されておるものだとお聞きでございます。

○足鹿委員 これはあなたが御決裁になつたわけではない昭和三十年に発足した当時に、農林大臣の認可によるこの給与規程が実施されておるわけでありまして、それはあなた自体が私とはあることとは当たらないと思ひますが、少なくとも不合理をお感じになりませんか。月俸の百分の六十五も出して、いい事業成績の場合には以内で押さえる場合もありましようし、一ぱい一ぱいという場合もあつたましようが、もうこういふ基準ができませんと、一ぱい一ぱいというところに今までの慣例上なつておるでしやうね。畜産事業団もまた退職給与金規程ができてない

ものであります。この機会にこれらものを再検討される御意思はないですか。でない、これはほんの一つの事例にすぎません。要するに公団でやつても国の特別会計でやつても事業内容そのものは私は大した変わりはないと思ふ。私もあなたの大した構想に反対です。地方農林局には反対ですが、かりにあなたがめのかまかい農政を地方農林局によつて打ち出されておられますが、地方農林局の中心は従来の農地局のようです。農地局は当然こういふことをやらないでいじやないですか。現在の農地局でもやれるんじやないですか。何を苦しんでこのような公団を、しかも任務を一応達成した愛知用水にしろ、この問題にしろ固執をされるのか、私もには納得がいきません。その辺にどうしても事業計画その他に無理が出てくる。ことわざに、一斗のもちにも一合のもちと粉が要りますし、一升のもちにもやはり一合のもちと粉が要る、というのがあります。が、いろいろの門戸をかまされれば理事長だ、副理事長だ、監事だ、いわんやこの公団には顧問、嘱託なるものがおります。ある顧問は一文も取つておられない。ある顧問、ある嘱託には相当額の金が出してある、その任務なり活動状況なんというものを、資料を出せばいい。出したらただで何ら説明を加えておらない。資料を出すからには、これについて説明をすべきではないですか、われわれは義務を持つておるのですから、それをあなた方が説明をすれば何もこういふことを質疑をする必要はないのです。一体機械開発公団に顧問、嘱託あるいは理事一名増員というようなかまをえとらなければこれから事業が遂行できるのかできません。か、どうも私どもには理解できません。一つ十分これは大臣みずからがもつと真剣な御判断をしてしかるべきだと思ふ。もう特別会計でもいいじやないですか。新しく世銀から借款を負うわけではないです。これはほとんど政府の補助金と交付金で現状はまかなわれておる。ただ負債を負つておられます。その負債の責任は政府が肩がわりしてあげようというのではないですか。その辺については発足当時は建設公団としての任務を終えた愛知用水公団には特にこのことが言える。今問題になつてはいる機械公団の場合も、内容は若干違ひますが、大体においてそういうことは共通だと思ふのです。この

点は先ほどから何べんもお尋ねをしておりますが、この際出直すお考えはないですか。

○河野国務大臣 私は遺憾ながら足鹿さんと根底の考えが違ふようです。私はこの機械を、機械開発公団が発行いたしましたときには国にかつて上北なりそれから北海道の根拠なりの大規模開墾をやることが出発の動機で、これはその通りでございます。従つてそれに必要の機械を買つてこの事業をやらしますところのものは、全国的に草地の造成をするなり原野の開墾をするなりして土地の造成をして参らう。必ずしもこれは政府のやることをこの公団によつてやるということに深く考へておりません。民間に十分にその機械を使わせよう、もしくは民間の機械のいたんだものは修理をしていくようにしようというところで、それそれ新しい時代の農業にふさわしい基本となる土地の造成をしていくに必要の機械をだれが持つかという問題であります。そこで政府が一部持ち、一部は、中型、小型は民間が持ち、そうしてこれをして一般民間のこれらの機械の使用価格をコントロールしていき、もしくはまた民間がどうして持つてないものをここに温存しようというところが目的でございます。でございませうからこれを特別会計にやれとおつしやつたところで、民間に貸与するとかいうような場合には、たして官庁がよくその機能を達成できません。か、それはできぬことではないでしやうか。そういう場合にはわれわれの方針としては、公団でいくべきものであると考へておるわけでありまして、従つてその点は根本が違ひ、こういふ

ことでありますから御了承いただきたいと思ひます。

○足鹿委員 さらば愛知用水についてはいかようにお考へになりますか。愛知用水は先ほどからも私が申し上げておりましたが、あれは発足は建設公団ですよ。しかも農業用水といふながら、事実上工業用水オンリーになつておる、変貌しつづつある。東海鉄道の設置その他名古屋中心の臨海工業地帯のマンモス企業の誘致によつて多量の水を要する。ほとんど農民からキャンセルが始まつておる。こういふふうな事実上において性格も変わつておられますし、実際上においては建設は大体において基幹水路が終わり、支線水路もほとんど完成をし、あとは末端の土地改良区がその水の配分をどういふふうにするかという点に尽きておる。これは愛知用水公団自体の仕事ではない。としますと、これは建設公団として発足したのである。現在も管理公団です。これをいかに管理し維持していくか、しかも農業用水的な性格はほとんど変貌を遂げようとしておる。公団自体の発足当時の性格なり事業内容というものは変わつておるのです。この点はいかがですか。

○河野国務大臣 私も変わつていないと申し上げたわけではございません。その通りだと認識いたしております。ただ水資源公団によつて総合的な水の利用についてはやろうというところがわが党の方針でございますから、その際に愛知用水公団をこれに入れるか入れぬかということが問題でございます。水資源公団が発足しておつて愛知用水の方の仕事があとになりましたならば、私は当時水資源公団に吸収、合併し

たかもしれないと思ひます。ところが、これがいろいろ御承知のような事情で、水資源公団ができませんでした。発足ができませんでした。そこで愛知用水公団に從事いたしております職員、諸君も、当然いづれも長年この道に精進された諸君でありますから、この人材をそのまま取り入れてこれを活用することが、国家社会のためであるといふふうに考えまして、たまたま水資源公団はさしあたり利根川と淀川の水域についてこれを実施するということがございまして、そこに豊川用水が愛知においでありますので、愛知用水の経験を生かして豊川用水のあとを始末をやつていこうということで、今愛知用水は豊川用水の仕事をしておる。しかし今後の処置につきましては十分検討しようといはしておるのでございまして、別に今御指摘のように目的が違ふやないか、いや違ふやない。ただ問題は公団でいいか悪いかという問題であります。水資源公団に合併するといふことになりまして、われわれとしては公団方式でいこうといふことについてはこれでちつとも差しつかえないのではないかと、こう考えております。

理由というものは、責任借款あるいは見返り円を資金源として充当していくのだ、これは政府の特別会計ではできないから公団を作るのだ、こういう思想、こういう主張によつて一貫されておつた。現実にはもうその必要はないでしょう。アメリカの技術団の最高技術は、日本の愛知用水の技術陣をもつてして十分習得をし、実施も何ら遺憾はない、いい点はほとんど取り入れて吸収し尽くした、今日すべての点において私は日本の農業土木といふものは、そうアメリカの技術に依存をしていかなければならぬといふことはない。ロックフィル・ダムにいたしまして、あるいは幹線導水路の工法にいたしましては全部余すところなく吸収しておる。ですから資金源の問題は、これは当然政府が肩がわりをしていけば、問題は借金返すだけのことになつて、問題は建設公団的な性格は豊川に新しく吸収することによつて任務がきつとできまいと、これは公団方式といふものについて根本的な問題なんです。それから確かめておきたいのが、今後はどうした資金問題に別にして、河野農林大臣は事業団構想といふもの、公団構想といふものを進めていくのだ、そしてそれにはみんな先ほど言つたような役人を次から次と順番にたらい回しをしていくといふふうな印象をわれわれは強く持つわけでありまして、そういう構想で資金問題とは別に、当時の愛知用水公団ができたときのいわゆる政府の根本的な理由はもう解消しておるとするならば、新しく考へられるのであります。考へていまして私どもは、この種のものについて

は再検討をしなければならぬと思ひます。その点いかがですか。

○河野国務大臣 足鹿さんは公団、公団が非常に好きらしいのでございまして、われわれはそう考へておりません。従つて愛知用水公団を作りましたときには、そういう理由を申し上げたことはその通りでございします。しかし、せっかくその愛知用水公団の職員諸君が非常に農業土木関係において経験を持たれ、非常に貴重な知識を持たれた一つのグループができたわけでありまして、これをそのまま日本の農業土木もしくは土地の改良等に使うといふことは、国家のために非常にいいことであるといふふうに考へまして、これをそのまま使つておる、こういうことであります。

○足鹿委員 私は、その職員の身分問題を大臣からおっしゃられるとまた一言申し上げなければならぬが、われわれは愛知用水公団に奉職をしておる職員諸君の気の毒な実情といふものは当時からいろいろ折衝したりして、解決の衝に当たつた一人です。といふのは各都道府県から技術者を抽出したのであります。用水が終つたときには帰るポストがなかったんですね。優秀な技術者をそのまま使うのだ、それはもちろん使つていただかなければ困りますが、当然国の職員としてポストもない、県へ帰るにもポストがない、結局豊川用水を吸収することによつて、かつてその技術者の自分も一応今のところ片がついてゐるでしょう。これとても永久に豊川用水があるわけでもありません。とするならば、永久に不安定な条件において、最高の技術者にあつたは画期的な建設工事に当たつた

そういう功勞のある人々は今もつて将来の不安を持つてゐるのですよ。だからこういうものを作つても、任務が終つたならば当然その奉職する技術者を中心とする職員が不安を感じ、動揺し、その率に從つて影響する。私どもは現場で切々とそれを聞いてゐる。私どもは何もお使いになること自体を私は言つてゐるのではないのです。当然、そのようなりつぱな技術を修得したそういう人々は国の職員として、あるいは地方公共団体の職員として使われても仕事はできるのです。その辺、大臣は私の質問をはき違えておられるのじゃないかと思ひます。

○河野国務大臣 国の職員として使えとおつしやつても使つてポストがないじゃありませんか。ふさがつておるじゃありませんか。

○足鹿委員 それで性格の問題になつて、

○河野国務大臣 だから性格の問題となつて、われわれは公団方式でいきまゝから、この任務が済んだら、引き続いて水資源公団としてこれを永久にそちらの水資源の開発に当たらせるといふことを基本方針としております。決して不安動揺していただかなくて、責任を持つてわれわれはその指導をするつもりでございします。たまたま、光ほど申し上げた通り、その発足に前後がございまして水資源公団がおくられましたので、豊川用水の仕事は愛知用水公団がそのまま温存しておる、こゝろでございします。その豊川用水が済むところにまた水資源との関係がどうなるかといふことについて、永久にこれらの職員の将来に対して不安を

与えるような無責任なことを考へておりません。

○足鹿委員 それだけの御説明は一応承つておきますが、要するに公団そのものの性格が變つた場合には、何も無理をして公団に執着する必要はないではないか、私はこういうことを言つておるのです。当時方々の議論なんです。しかし、あなた方は借款するから、外資を導入するから公団を作るのだと言つたのだ、当初そうなんです。

○河野国務大臣 当時はそう申し上げたけれども、その公団が、今言ふ通り非常に有効適切な公団として、今日ではそれに国家として必要な新任務を遂行していただく。どこが悪いところがあるのではないかと。戻すといつても戻る場がない。あなたの方のように、初めから公団を作ることとは悪い、決定的にいいかぬのだ、これは遺憾ながら私たちと意見が違ふといふことでやむを得ませんが、しかし公団が悪いなら——私たちは公団は悪いと思つていないという建前でございしますから、初めに公団をやるときにはそういうことを言ひました。しかし今日はその公団の団体が非常に有能な人材をそろえていく、国家としてこれに農業土木の仕事をやらせることは適當であるといふことで筋が通つておるのです。何が悪いのでしょうか。

○足鹿委員 別に私は公団が悪いと言つておるのじゃないのですよ。方式そのもの、いわゆる当時の政府が公団を主張した根本的な理由が消滅しておる。それはお認めになるでしょう。であれば、当然その理由が消滅すれば、新しい角度に立つて職員の問題や、あるい

はその技術者の問題、そうした問題を
を——国にポストがないとおっしゃる
けれども、ポストそのものは国家が考
えるべきことではないですか。

○河野国務大臣 でございますからわ
が党としては水資源公団その他を作っ
て、この方に吸収して有能な職員に働
いてもらう予定でございましたが、国会
の審議その他の関係から、水資源公団
と愛知用水の主たる任務の完了とにズ
レができました。そこでこの愛知用水
公団に豊川用水の仕事をしていただく
ことになりました。それだけのことで
す。

○足鹿委員 大体わかったようでわか
らないようですが、要するに公団方式
というものは、外資導入のいかんを問
わずこれからやるんだ、こういう考え
のようです。一応そういうことにし
て、押し問答をいたしましていいし
方ありませんから、これ以上申し上げ
ません。

そこで、先ほど質問いたしました公
団共通の役員等の退職手当規程等は、
各公団共通のものであるから別に差し
つかないじゃないかということであ
りますが、共通であればあるだけにこ
のようなことに不合理を感じになり
ませんか。せんに詰める、御改定の
意思があるかどうか。それから畜産事
業等もまだ規程が整備しておらない
ようですが、やはりその方針を踏襲さ
れるのであります。この点は大臣
として御検討なさる用意があるかど
うか。

○河野国務大臣 いろいろ御指摘の点
等もあるようでございますし、なお私
は公団、公社等について各方面とよく
検討いたしまして、もう一べん思いを
ます。

新たにこれに当たりたいと考えま
す。

○足鹿委員 大臣質疑に關連して、庄
野農地局長にお尋ねいたしますが、当
時農地開発機械公団法を審議した際に
示された資料の資金及び償還計画
というのについて、あまりにも狂い
が大きい。先ほど指摘した通りなん
ですが、われわれはその決算状況等こ
の項目に従って知る由もない。私が先
ほど指摘したのは、わずかの資料に
よって若干比較をしてみた程度であ
りますが、あなた方は、年度別、項目別
におもなる項目に従って比較検討され
たものがありますか。

○庄野政府委員 当初の資金計画でござ
いいますが、これにつきましては公団
発足前の資金計画、こういふふうには
承知しております。これをもちつて公団
が発足いたしました。そして上北ある
いは根拠その他の開発特定事業をや
る、あるいは篠津の開発特定事業をや
る、あるいは予定されております。その
後特定事業の範囲その他は、今御指摘
のようにいろいろな事情もありまし
て、未熟地の場合やういふ点もあつて
縮小した、あるいはパイロット・プ
ームは北岩手で機械開墾方式をもつて
今後の基本営農型の事業をやつて
もらふといったような事情、それか
ら公団発足当時予定されてなかつた
ジャージー種等の輸入もされておる、
そういう点もありまして、相当これに
ついては当初の資金計画等はいろいろ
改定もあつたようでございます。これ
についての各年度の決算というものの
詳細な比較というものはないわけでご
ざいます。毎年度の決算は当然ござい
ます。当初の資金計画との比較はでき

てないと承知しております。

○足鹿委員 梶崎委員からも御指摘が
ございましたが、三十五年度の大赤字
の際に、山梨県の韮崎地区の災害復旧
工事の際に、機械経費として一千一百
万の赤字を出し、下請業者に対して過
払い四百万円を出してありますが、あ
るいは下請業者あたりが支払い能力が
ないような状態になる場合も私は出て
くると思うのです。一事が万事であ
りますが、公団能力ということになり
ますと、なかなか監理官一人の手に負
えないでしょう。先ほど言いましたよ
うに、理事長がなかなか勤務状態はよ
ろしくない。二、三日がどうか、とい
うことは本人がおりませんし、しよ
うがありませんけれども、そういう話
なんです。どの程度まで責任を持った監
督指導をしておるかというところはわ
かりませんが、とにかくその赤字の内容
を見ていただきます、随所に過払いを
やつておいた。契約解除後の下請業者
の債務を元請者としての責任を負つて
負担したものが一千百万円もある、こ
ういふような事態が随所にあるので
す。私どもは伊豆地域の大風水害の復
旧工事の稼働状況を見ました。なか
か仕事そのものはいい、きわめて良心
的だという地元の話でありました。私
どもも見ましたが、そのこと自体は未
端の職員諸君はきわめてまじめにや
っておるようである。一例をもつて
お話しさせていただきますが、しかし人々
の良心に相反するようないことが上部
において行なわれておることがここに
遺憾に思ふのです。その結果はそうい
う人々の勤労意欲を減退せしめ、仕事
に対する熱意を消滅せしめていく、こ
ういふ全くわれわれの想像外の事態が

起きておるのです。これは枝葉末節の
ことを聞いておるのではないのです。
資金及び償還計画というところで、公
団の経営収支というものが、当時わが
委員会に提出された。われわれはそれ
を信用したのです。政府が出した資料
を信用した。そうしたところが数年後
にはどういふ事態になつてしまつた。
ですから決算そのものはあるが、当初
の事業計画、公団の経営収支という
のとどういふふうに食い違つたかとい
うことは、あなたが当然公団当局にも
命じ、あなたが自分としても比較検討
されておるべきことでしよう。責任
があるでしよう。監理官なるものは一
休何をしているのです。毎年食い違
いがあるものすごい食い違いが出てお
るのですから、それとしますと、われわれ
はあなたが出された資料なんというもの
の信頼性を疑ふ。一体国会を何と考
えておるか、こういうでたらめな大きな
食い違いを当初から国会に出して、そ
れによつてわれわれをして審議せしめ
る。われわれも一々当たつてみるわけ
にはいきませんから、その点は私は重
要だと思つて指摘している。あなた方
のほうもあるでしよう。支出の部にお
けるところの一、二、三、受託建設工
事、事業支出、公団経費、収入の部が
大見出しの借入金、国庫補助金、親
の交付金というものがあつたが、こ
の交付金の性格というものが私どもに
はわかりません。補助金があつて交付
金がある。たなおろし資産といふま
じ、団体の場合は、機械残存価格の評
価、差益金、償還までの剰余金運用残
高、その内容がずつと二、三ずつ出て
おりますが、少なくともこの程度のも
のは比較検討されて、どこどこにどう

いう間違いがあつたが、それをしさい
に検討して、今後のあやまちなきを期
するというのが、特に監理官の責任
じゃないですか。監理官はやられたの
ですか。何ですか。一体、こういう資料
をわれわれに出して、この検討なしに
公団の新しい発足はありませんか。わ
れは今すぐその資料をお出しなさ
いとは言いませんが、この際、なけれ
ば私が貸してあげます。この点がどう
なっているかをお示し願ひたい。

○庄野政府委員 公団発足後におきま
して、資金計画、事業計画も逐年事情
の変更等で当初と変わつております。
それは御指摘の通りであります。それ
に即応する毎年の決算がないというお
しかりでございます。これにつきまし
ては、われわれといたしましては今後
の運営の方針等もございまして、そう
いふ点は十分比較するように研究をいた
したい、そういうふうにご考慮されて
おります。

○足鹿委員 この委員会が済んでしま
うと一々こんなにかかり合つていま
わけにはいかない。ですから問題が出
たときに詰めた話にしておかないと、
庄野さんだめなんです。ですからこれ
を貸してあげますから、その決算があ
るといふなら、これにあってがって当時
あなた方がやつた経営計画というもの
はどんなにでたらめしきくなもの
であつたか。あなたの方の先輩がやつた
でしようが、あなたの方の部長が何かで
その当時作業しておつたでしよう。責
任がないとは言えませんが、この資料
はありますか。これは大事な点です。こ
れはほかにはたくさん資料を持つてお
りますが、やりますか。資料をすぐ印刷
して出せとはちよつと無理でしよう。

どうかこれをごらんください。これにやりますか。大体監理官というものは一体何をしておるのですか。どういふことをやるのですか。こういう検討もしないで何を監理しているのですか。毎年々々こういう食い違いを示しているのですからね。

○庄野政府委員 お手持ちの資料を貸していただきまして、至急検討いたしたいと存じます。なお公団監理官につきましては、公団の監理の直接の監督官といたしまして毎年の事業計画、それから予算の執行、編成、それから各方面にわたる事業の監督指導、そういうものをやっております。また農地局長も監理官の上に立ちまして、今後は事業計画を認可する上に、法律改正もありまますのでその事業計画の認可の段階におきまして、具体的に、先ほどから御指摘になりましたような事業量の確保、そういう面は今後とも十分指導監督して参りたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○足鹿委員 それから監理官について伺いたいが、農地開発機械公団の顧問、嘱託というものは、この間出した資料によると顧問が二人、嘱託が五人、計七人の顧問、嘱託がおりますが、これ以上ございませぬね。

○佐伯説明員 ございませぬ。

○足鹿委員 そろそろと最高八万円から最低二万円、大体中間が五万から五万五千円程度の手当が出ておるようで、平川守さんは無給であります。どういふ事情が知りませんけれども、とにかくそういうことは別問題といたしまして、この顧問、嘱託の勤務状況、それから任務は、顧問は一体どういふことをやるのですか。要するに私

は手当を出すとは言わないのです。値する仕事をしておるかどうかということ。持て扶持などということは認められない。どういふことをやっておるか、具体的に一つ詳細に御説明願いたい。

○佐伯説明員 昨日公団の理事長から申し上げました通りでございます。

○足鹿委員 参考人の意見の通りとは一体何ですか。あなたはそれを監理としていく立場ではないですか。監理官としてどういふ仕事をしておるか。顧問、嘱託というものは、個人別にその勤務状況、それからその勤務内容、どういふ仕事をしておるか、それに対してどういふ任務を達成しておるか、それを具体的に説明願いたい。

○佐伯説明員 平川顧問は世銀関係のお仕事をやっております。上松顧問は公団の受託工事における未墾地の買取関係のお仕事、それに関する訴訟等のお仕事をされております。堺田顧問は公団の保有機械の管理上の問題点、それから受託契約等に伴います紛争等の処理、委嘱弁護人との交渉等の仕事をしておられます。それから久保嘱託は公団内部の事務管理の整備に関する仕事をされておられます。川田嘱託は公団受託工事の牧野に關係する牧野造成改良工事に関する事務を委嘱されておられます。野崎嘱託は公団の資金繰りないし乳牛の借入金金の償還等に関する事務をされておられます。荒木嘱託は愛知用水公団からの受託工事に関するお仕事をされておるわけでございませぬ。

○足鹿委員 当初公団発足当時の人員の予定は、二十名であります。それが現実においては四百二十三名になって

おります。まさに大飛躍です。大増員です。これと公団の事業内容との関連が、ありますから、増員になったことと自体には私はどうか、増員になったこととは考えませんが、少なくとも発足当時は二十名であったものが四百二十三名の大事業になった、その上に正員にあらざる顧問、嘱託も置いておる。大体世銀借款の問題等については当時の成田さんがアメリカにおいでになって借款協定をお結びになった当の責任者である。理事長ぐらゐはその借款を取り結んだ責任者としてこれをその職員に命じて処理されるようなことはできないのですか。無給嘱託や無給顧問を置いて、あるいは有給顧問や有給嘱託を置かなければこの大陣容で片がつかぬのであります。必要ならばなぜ正員に切りかえて置かずと仕事をなされないものであります。私もその間の納得がいきません。役員の退職金の問題といひ、顧問、嘱託の多いことといひ、他に類例を見ない公団であります。いかがですか。

○庄野政府委員 顧問、嘱託の問題等、いろいろ御指摘を受けた次第でございます。なお行管の方からも人件費の冗費等について、顧問、嘱託等の問題が指摘されておるようになり承知いたしております。監督官庁といたしまして、今後顧問あるいは嘱託の仕事の内容をよく検討いたしまして、正規の職員にすべきものは正規の職員とし、あるいはあまり仕事が必要でないというよりなものにつきましては、公団の事情を十分聞きまして、冗費の節約に努めたいと考えておる次第であります。

○足鹿委員 先ほどあなたにお渡しした資料は、御一見になって、決算があるのですからすぐできるはず。それに合わせてみれば、どう食い違っているかというところはすぐ出るはずなんです。決算があるというのですから、監理官に命じて、すぐにお作りになつたらいかですか。赤字があるいはその他の色変わり、それがどうなっておるか書き込んでいただきたい。特に補助金があると同時に交付金という国庫支出金があります。先ほどからも同僚諸君委員から、国庫負担行為の問題との関連で指摘がありました。その性格は一体どういふものなのか。補助金は補助金で出す、交付金というものは一体何でしようか、具体的に御説明願いたい。

○庄野政府委員 公団に対します補助金は、一般管理費の不足分等を補助するということに承知いたしております。なお交付金の方は、先ほど問題になりましたが、公団法の附則九条によります事業費を公団で立てかえておる。それを国から交付する、こういうことになっております。

○足鹿委員 今監理官が持つて帰っております資料にずっと書き込めばよろしいのですから、それができるのを待つて、それによつてまた重要な質疑をしたいと思います。本会議中にその作業をして下さい。その間暫時質疑を留保いたします。

○野原委員長 本会議散会後再開することとし、この際休憩いたします。

午後一時五十六分休憩

議事進行に關し、丹羽委員より発言を求められておりますので、これを許します。丹羽委員。

○丹羽(兵)委員 動議を提出いたします。すなわち、農地法の一部を改正する法律案、農業協同組合法の一部を改正する法律案、農業災害補償法の一部を改正する法律案、農業保険事業団法案の四案を一括議題として審議を進められんことを望みます。

○野原委員長 丹羽委員の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

「そんなむちゃなことないよ」理事會を開け」と呼び、その他発言する者、離席する者多し。

○野原委員長 起立多数。よつて、丹羽君の動議の通り決しました。

内閣提出、農地法の一部を改正する法律案、農業協同組合法の一部を改正する法律案、農業保険事業団法案、農業災害補償法の一部を改正する法律案、右各案を一括議題とし、質疑に入ります。米山恒治君。

○米山委員 それでは最初に農協法の改正の問題について二、三お尋ねいたしたいと思ひます。

昨年成立いたしました農業基本法の第十七条には協業の助長について定められておるのでありますが、それを見ますと「農業協同組合が行なう共同利用施設の設置及び農作業の共同化の事業の発達改善等必要な施策を講ずる」ということが掲げられ、また「農業従事者が農地についての権利又は労力を提供し台、協同して農業従事者の協同組織」を整備するともうたつてあるので

あります。協業には、数戸の農家がトラック等を共同購入して共同利用するよう、協業組織といわれるような簡単なものから、数戸の農家が家畜、農業機械、現金等を出資して、共同化法人を設立して、個々の農家が農業経営でなくなってしまうような完全協業経営といわれるものに至るまで、いろいろな形が考えられるわけであり、今度の農事組合法人の制度もこの協業助長のための施策であると思うのでありますが、今後政府は具体的にどのような方法をもってこの計画と協業を促進していかれるつもりでありますか、まずこの点をお伺いしたいと思ひます。

○坂村政府委員 御指摘の通り、農業基本法におきましては農業の協業の促進ということが一つの大きな題目になっておるのでございまして、先ほど御質問の中にもいろいろございまして、が、そういう趣旨に沿ひまして協業を促進して参りますために、この農業協同組合法の改正案、それから関連しまして農地法の改正案を提案いたしました次第でございまして。

この内容は御承知の通りでございするけれども、農業法人、いわゆる農業の生産を共同いたしました一組に行なうもの、あるいは部分的に農機具の共同利用であるとか、農作業の共同化でございすとか、そういうものがあるものでございす、そういうものがあるいろいろな段階の協業が自由に農民の実態に應じて参りますように、農事組合という制度を考えたわけにございす。そこで、農事組合には、ほんとうに農業経営を行なうという場合には法人である必要があろうと思ひるので

ございまして、そういうものにつぎましては農事組合法人、その他のものにつぎましては、いわゆる法人という名前をつけませんで、農事組合というものがいろいろの段階のものがあるわけであるので、そういうものも取り込んで一緒に助長をしていく、こういう考え方でやつて参つたらどうかというふうに考えておるわけにございす。

そういうような意味からいたしまして、この協同組合法の改正案で、いわゆる農事組合といふものを通じまして協業化を進めていくということを考えまして、それにつぎましては、法人の場合には土地の所有制限の緩和、それから小作地の賃借の緩和、こういうようなものを考えておるのでございす。それから一面におきましては、すでに昨年成立をいたしました農業近代化資金というよりなものがございすので、これらの運用におきまして、今後協業というよりなものにつぎましては十分一つこれを助長いたしますという趣旨で運用して参りたい、こういうことも考えておるのでございす。

現在計画中の農業構造改善事業というよりなものにおきまして、この協業の問題をこれらの協同組合法の改正と相関連をいたしまして、あるいは金融の面を通じ助長して参る、そういう考え方で進めて参りたいと思つております。

○米山委員 農業近代化資金のお話がございしましたが、これは三十七年度からは金利が六分五厘ということになりましたけれども、三十六年度では七分五厘という金利でやられたわけにございまして、各地方公共団体では、この金利ではとうてい近代化資金を貸し付

けて農業経営をやらせるにはどうも困るということから、相当の金額を負担して五分というところで貸付をしておる府県があるかと思ひ、ございす。これが全国でどのような状況になつておるのか、また五分にしたその差額の金利を地方公共団体が負担しております総額等がわかつておりましたらお知らせいただきたい。

○坂村政府委員 農業近代化資金におきましては、御指摘のように、発足の当初七分五厘という末端金利でございしたわけでありまして、三十七年度からは個人施設及び協業施設につぎましては六分五厘、こういう考え方で運用して参りたいと思つておるわけにございす。そこで、今までの三十六年度の実績を見ますと、もちろん、各県とか、あるいは市町村とか、そういうところどこに於いては利子補給をある程度やつておるところがございす。全般的に見まして、全体の県の中で半分ぐらいのものはあるいは市町村で利子補給をやつておるといふ状況でございまして、その補給の程度は一分ないし五厘というものが大部分でございまして、中には特に一分五厘という補給をしているところもございすけれども、大体の線は五厘ないし一分というところにございす。

○米山委員 それでは次に御ねいたしたいのでございすが、農業基本法は農業構造の改善を主要な施策の一つに考えられまして、その内容にいたしましては、一方では家族農業経営の望ましい姿として自立経営といふことを考え、農業として自立しようとする経営については、できるだけ自立経営になるように育成する、こういうことで

いろいろな施策を講ずるといひ、一方では協業を助長するとされまして、今度の改正案によります農事組合法人制度の創設は、共同利用施設あるいは農作業の共同化という一部協業から始まつて、農業経営という完全協業に至るまでのものを規定する協業助長の施策であると思ひ、ございす。この協業と自立経営との関連性についてどのようにお考えになつていらつしやるのか、また政府は、基本法にいう自立経営の育成と協業とに關して、どちらにウエイトを置いて今後施策を進めていかれるのか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○坂村政府委員 御指摘の先年の国会に提案しました法案といひますのは、三十四国会の法案じゃないかと思ひ、ございす。その法案におきましては、その当時、農業法人といふ問題が盛んに議論をされておりました、これについて農地法の問題、農業協同組合法の問題、そういうものをもう少し時間をかけて検討しようといふことで、とりあへず農業法人についての対策をいたしまして、暫定的な案として、三十四国会に提出した案があるのでありますが、その後農業生産協同組合、そういうことでも考えたわけにございまして、そういう農業生産協同組合につぎましては農地法の特例を受けるというところで考えたわけにございすけれども、その際、いろいろな全国の情勢を見ますと、農業の共同化を進めます場合に、農業生産協同組合というふうに、完全に共同化する、自分の経営も全部投げ出して法人経営に移すというよりなものは、全体的には数としては、実態はそう大きなウエイトのものではないのではないか。そこで、あるいは共同作

は、なるべく経営は大きい方がよろしい、そういう意味で経営規模を大きくするという意味から、協業もけつこく、共同もけつこく、どこまでも協同精神に徹して農村はいくべきものである。それが地方の実情によつてこちらをとると申しましたも、なかなかそういきかぬ場合がある。従ひまして、どちらにウエイトを置くかといふことでなしに、地方の実情に即して指導して参ることが一番適當である。順次やつておるうちに機械が入つてくる、やはり協業にしていふ必要が起つてくるのだらうといふことでございまして、これを一定の指導方針をきめていくといふことは必ずしも適當でない場合が多いことだらうと思ひますので、地方の実情に即して指導して参るといふ考え方でいくべきではなからうかと考えております。

○米山委員 次に、昨年の国会に御提案になりました改正案によりますと、これが農業生産協同組合、こういうふうになつておる。今回の改正案により

業をやるとか、共同利用をやるとか、そういういろいろな段階があるのでございませう。そういうような農村の実情に應じて、いろいろな段階の協業、共同に合いますような段階を考え、いろいろ検討いたしまして、農事組合という制度を考えたいわけでありませう。その中で、農業経営の実態や、一般取引との関係といったようなことで法人格を必要としますようなものにつ

いうものが行なわれておることを見聞いたしておるのでございませうが、まずこの農業協同組合で、現在の程度の

さしまして、農協法ではできない、ですからそこで特例を設けて農業経営ができるようなそういう団体組織をこしらえて、そういう考え方に立つて今回考え方を固めたわけでございます。

をできるだけ系統の活動に参加をさせる、こういうようなことで指導して参るのが適当じゃないかと思つておるの

理由はどういうところからきておるか御説明いただきたいということ、農事組合法人の事業の付帯事業というものが書いてあるようでございますが、これは明確でない。どのような事業が付帯事業として考えられておるか、御説明いただきたいと思つた。

で、法人格を持ったものについては、そういうこと考へた。その他法人格を持たない組織ももちろんありますので、そういうようなものが法人格を持たずに共同ということもあるわけでありませう。そういう各種の段階の共同、協業化に合いますような段階を考へるべきであらう、これが農村の実情に合ふのではないかと、こういうこと考へ直してみたいのであります。

坂村政府委員 農協の共同利用とい

農協法ではできない、ですからそこで特例を設けて農業経営ができるようなそういう団体組織をこしらえて、そういう考え方に立つて今回考え方を固めたわけでございます。

をできるだけ系統の活動に参加をさせる、こういうようなことで指導して参るのが適当じゃないかと思つておるの

理由はどういうところからきておるか御説明いただきたいということ、農事組合法人の事業の付帯事業というものが書いてあるようでございますが、これは明確でない。どのような事業が付帯事業として考えられておるか、御説明いただきたいと思つた。

で、法人格を持ったものについては、そういうこと考へた。その他法人格を持たない組織ももちろんありますので、そういうようなものが法人格を持たずに共同ということもあるわけでありませう。そういう各種の段階の共同、協業化に合いますような段階を考へるべきであらう、これが農村の実情に合ふのではないかと、こういうこと考へ直してみたいのであります。

坂村政府委員 農協の共同利用とい

農協法ではできない、ですからそこで特例を設けて農業経営ができるようなそういう団体組織をこしらえて、そういう考え方に立つて今回考え方を固めたわけでございます。

をできるだけ系統の活動に参加をさせる、こういうようなことで指導して参るのが適当じゃないかと思つておるの

理由はどういうところからきておるか御説明いただきたいということ、農事組合法人の事業の付帯事業というものが書いてあるようでございますが、これは明確でない。どのような事業が付帯事業として考えられておるか、御説明いただきたいと思つた。

で、法人格を持ったものについては、そういうこと考へた。その他法人格を持たない組織ももちろんありますので、そういうようなものが法人格を持たずに共同ということもあるわけでありませう。そういう各種の段階の共同、協業化に合いますような段階を考へるべきであらう、これが農村の実情に合ふのではないかと、こういうこと考へ直してみたいのであります。

坂村政府委員 農協の共同利用とい

農協法ではできない、ですからそこで特例を設けて農業経営ができるようなそういう団体組織をこしらえて、そういう考え方に立つて今回考え方を固めたわけでございます。

をできるだけ系統の活動に参加をさせる、こういうようなことで指導して参るのが適当じゃないかと思つておるの

理由はどういうところからきておるか御説明いただきたいということ、農事組合法人の事業の付帯事業というものが書いてあるようでございますが、これは明確でない。どのような事業が付帯事業として考えられておるか、御説明いただきたいと思つた。

で、法人格を持ったものについては、そういうこと考へた。その他法人格を持たない組織ももちろんありますので、そういうようなものが法人格を持たずに共同ということもあるわけでありませう。そういう各種の段階の共同、協業化に合いますような段階を考へるべきであらう、これが農村の実情に合ふのではないかと、こういうこと考へ直してみたいのであります。

坂村政府委員 農協の共同利用とい

農協法ではできない、ですからそこで特例を設けて農業経営ができるようなそういう団体組織をこしらえて、そういう考え方に立つて今回考え方を固めたわけでございます。

をできるだけ系統の活動に参加をさせる、こういうようなことで指導して参るのが適当じゃないかと思つておるの

理由はどういうところからきておるか御説明いただきたいということ、農事組合法人の事業の付帯事業というものが書いてあるようでございますが、これは明確でない。どのような事業が付帯事業として考えられておるか、御説明いただきたいと思つた。

で、法人格を持ったものについては、そういうこと考へた。その他法人格を持たない組織ももちろんありますので、そういうようなものが法人格を持たずに共同ということもあるわけでありませう。そういう各種の段階の共同、協業化に合いますような段階を考へるべきであらう、これが農村の実情に合ふのではないかと、こういうこと考へ直してみたいのであります。

坂村政府委員 農協の共同利用とい

農協法ではできない、ですからそこで特例を設けて農業経営ができるようなそういう団体組織をこしらえて、そういう考え方に立つて今回考え方を固めたわけでございます。

をできるだけ系統の活動に参加をさせる、こういうようなことで指導して参るのが適当じゃないかと思つておるの

理由はどういうところからきておるか御説明いただきたいということ、農事組合法人の事業の付帯事業というものが書いてあるようでございますが、これは明確でない。どのような事業が付帯事業として考えられておるか、御説明いただきたいと思つた。

めにある程度の加工をする、あるいは農業機械を持っておりまして、使わないときにはこれをほかの者に貸すとかいうこともあろうかと思ふのであります。そういう自分の経営に付帯をいたしましてやれるような仕事につきましては、農事組合法人でやる、こういうことで考えておるわけでござい

○米山委員 次に御尋ねいたしたいのであります。御承知の通り、最近の経済の高度成長と国民の食糧消費構造の変化というに伴いまして、農業生産もこれに対応して、昨今非常に声の高い畜産、果樹のいわゆる成長部門の発展が目ざましいのであります。ところで、このような畜産、果樹の発展に伴い、果樹あるいは養鶏、養豚、あるいはこれらの生産加工、こういう事業を行なう専門組織も全国的に急速な勢いで設立されつつあります。私、鹿児島県であります。鹿児島県の例を見ましても、これは法人化はしておりますけれども、これは法人化はしてござい

んけれども、最近百二十一のこうした共同で仕事をやるというのがあるようでございます。これを見てみますと、ほとんど養豚とか養鶏とか果樹というもので共同経営をやっておるようであります。こうしたことから考えまして、現在の専門組織、専門の特殊協同組合と申しますか、地区総合農協に加入しておるのを見られないようでございます。今後こうした専門の農協というものが増加していくことが予想されるわけでございます。こうしたことから、専門の組織と今の総合農協との関係を今後どのような方針で指導していけるおつもりなのか。また、今度の改正案では、農事組合法人に共同利用の施設

の設置とか、農作業の簡素化に関する共同化の道を開かれたのは先ほどの御説明の通りでございますが、従来の総合農協と今度の農事法人組合との間に観念が出てきやしないかという気もするわけであります。これをどういふふうにお考えになつていらつしやるのか。農業基本法の中にも「農業に関する団体の整備につき必要な施策を講ずる」というようなことが定められてあるわけでございまして、以上のような観点から考えまして、今後、農業協同組合に対する考え方あるいは制度の上でどういふふうにより指導、改革を考えていらつしやるのか、その辺のところを一つお示しを願いたいと思ひます。

○河野国務大臣 私からお答えいたします。実は農村における団体はどうかあるべきかという点につきましては、当面する農村問題の中の最重要問題と考えます。ただいま御指摘になりました単位農協と今ここに法案を提出いたしておりますものとの関係がどうか。私は農協はなるべく合同合併して大きく指導すべきものである、規模を大きくして内容を強固にして参るべきものである。それからこれは今後の農業経営の上におきまして、それぞれの地区々々に事業主体を設けてやるべきものであるから、そこになるべく競合を避けるようにしていくことが可能であるし、またさうあるべきものではないかと思ひます。

そこで第二段に御指摘になりました専門農協と現行の農協との関係はどうかという点でございます。私は現在のいわゆる成長農協といわれるものが今後専門農協としてますます発展し、強

い要望のもとに育成されていくだろうというふうな当然考えらるべきであつて、これらを総合して、今後来るべき機会までぜひ根本的にあるべき姿を結論づけなければならぬと思ひます。鋭意検討をいたしておる段階でございます。いずれ皆様方の御意見も十分伺ひまして、そして今後の農村における団体はどうかあるべきかということについて十分に研究し、そしていたすに到達するようにいたしたいと考えております。これは、農村が従来の米麦を主にしておつた、そこに新しい成長のものが生まれてきた、主産地の形成をする、構造を改善するという施策が進むにつれて、当然いろいろな面について変化が必然的に約束されておると思ひます。重ねて申し上げ上げますが、摩擦を避けつつ、十分慎重に検討を加えて所期の目的を達成したいと考えております。

○米山委員 次に御尋ねいたしたいのは、この農事組合法人も農民の経済的なまた社会的な地位を向上させるための農民の協同組織たる協同組合である、かように解するのであります。従いまして、農業経営を行なうものについては構成員全員が経営に従事することが理想ではないか。しかし、一方において特に農業の経営という生産事業を行なう以上は、資本の充実ははかる必要があると思ひます。そこで前回の農業協同組合の場合には、協同組合の本質と資本金の充実の必要性の調和点と申しますか、そういう観点から組合員の半数以上の常時従事義務を定められておつたようでございますが、今回の農事組合法人では、新たに共同の施設

設あるいは農作業の共同化事業を認め、こういう関係からして組合員の従事義務について何らの規定がないようでございます。これは農業経営を行なう農事組合法人の組合員についての従事義務を免責されたものであるかどうか、お伺ひいたしたいと思ひます。

○坂村政府委員 おつしやる通り、先般の改正案におきましては、組合員の従事義務というものを書いておりましたが、これは先ほど申し上げましたように、とりあえずの暫定措置としまして、農地の方の制限を非常に窮屈に考へておつたのでございまして。そういう関係からして組合員の従事義務というものが、今度考えた案におきましては、いわゆる協業化ということによつてその農協の経営自体が合理化されなければならぬという点もあるものであります。これに強制的に組合員の従事義務を置くことは適当でないと思ひますのであります。一面組合の仕事に對しまして、組合員が従事するといふようなことは本質的にこれは組合員の権利といつてもいいものではないかと考へるのでございまして、そういう意味からいたしまして、法律上従事義務を課する必要はないといふふうに考へたわけでございます。ただ、うらはらの関係でございますが、他の一方におきましては従事する者の中の五分の四は組合員でなければならない、こういう規定を置いておるのでございまして、そういう意味で農事組合法人の仕事をやる者者の五分の四は組合員がこれをする。だからその点を加えておらないのであります。

○米山委員 次に、信託制度の問題について御尋ねしたいと思ひます。今度の改正では、農業構造の改善に寄与するといふ建前から、農地法の規制を緩和するといふことと、農民の自主的な共同組織である農業協同組合が、農地等の貸付をやる、あるいは売り渡しを目的とする信託を引き受ける、こういう事業を新たに設けられたわけでございます。このような農地の流動化を促進するための対策として、今度新しく信託制度というよりなものが出てきた。信託というものは農家にはきわめてなじみが薄い制度であると私は思つておるのであります。そういうふうにおつたわけでございまして、第一に信託による場合には売り渡しをする土地あるいは貸付をするという土地、こういうものは委託者である農民から農協に所有権を移してしまふ、その上で相手方である耕作農民に売り渡しをする、あるいは貸付をする、こういうことが行なわれるわけでございまして、こういう貸付あるいは売り渡しについて、農協におきましてはいろいろな経費がかかるわけでございまして。登録料とかあるいは管理費とかあるいは手数料、こういうものを考へて参りますという、農地等の信託事業で考へておる目的は、農協とかあるいは農業委員会によつてあつてせんしてやつても実現できることじゃないか、こういうふうにおつたわけであります。むしろそういう方が農民心理にも適合するのではないかと、このように考へるわけでございますが、特に信託制度でなければならぬ積極的な理由と申しますか、そのようなのを一つ教えていただきたいと思ひます。

○庄野政府委員 今回の農地法の改正

第一類第八号 農林水産委員会議録第三十号 昭和三十七年四月十一日

の一つの大きな柱といたしまして、農地の流動化を促進する。これは基本法によりましてそういう方向が定められたわけでございまして、その流動化を促進する一つの方法といたしまして、農民の自主的な団体でございまして、また一面農村における公共的な団体ともいふべき農協をその対象といたしまして、農民が農地の信託制度を認めてくる、こういうことになりました。御質問のように、この信託には売り渡し目的の信託と貸付目的の信託があるわけでございまして、そういう信託目的に沿うようにいたしますために、一応農民から農協に所有権を移して、そうして農協が組合員の自立経営あるいは協業経営を促進するような方向におきまして、預かりました農地を売り渡し、あるいは貸し付ける、こういうことに相なるわけであります。この信託制度につきましては、これは農地法の基本原則でございます。根本的な考え方、範囲におきまして、こういう流動化をはかる、こういうことに相なるわけでございまして、その農地法の基本原則を維持していくという観点におきまして、やはり農民の自主的な、農村における公共的な団体である農協を信頼して、農協にそういうにない手をお願いする、こういうことに相なるわけでございまして、権利関係等を明確にするために、そういう点を農協に移して、そして貸付なりあるいは売り渡しなりをする、こういうことに相なるわけであります。あつせんによります場合は、これは個人から個人に、農民から農民に所有権が移る。あるいは農民から農民に貸借権が設定される。こういうことに相なるわけでございまして、やはり今の情勢に

おいて、農民が所有権を最終的に売り渡してしまふ、あるいは貸借権を設定すると、一般の貸借権のように解約解除という点につきましては、農地法の特殊な耕作権保護の規定がある、そういう点から非常に農民も遠慮するわけでございまして。信託目的で信託期間が過ぎますれば、また農協から所有権が返ってくる、こういう点において保証ができる、こういう点において農協を中心にしたわけであります。そういう点から制定したわけでございまして。

○米山委員 今お話を通り、そうして農地等の信託事業が実際行なわれるということになりました。現状と申しますか、農村における土地の売買の状況を見てみましても、売買価格というのはきわめて高いのです。反当十万円もする、場所によっては二十万円もする、こういう高値を呼んでおるわけです。売り渡しの方法による信託を時価で売買することになりますという、これが円滑に目的通り実施ができるかどうかということは非常に疑問に思われます。また貸付の方法による信託にいたしまして、信託利益と申しますか、それに当たる貸付料が現行の統制小作料を基準として定められるとするならば、委託者である農民の受け取る収益というものがきわめて少額なものになるのではないかと、こういうふうに思われるわけでございまして。このような状況から考えまして、政府は農地等の信託事業によつて農地の流動化がどういふ程度に促進されるのだろうか、どういふふうにお考えであるのか、それを御聞かせ願ひたいと思ひます。

○庄野政府委員 農地の流動化の問題でございまして、この新しく創設した

さんとして信託制度、こういうものは初めての事業でございまして、まだ十分その見通しというものは立たない次第でございまして。なお最近におきます農業事情、特に農村から都市へ、あるいは一般の鉱工業の方に農業従事者人口が移動していくというような趨勢があるわけでございまして、その中におきましてやはり農村における、あるいは農家における労働の非常な不足化ということ、あるいはそういうふうな都市に出て参ります場合に、農地をそのまま一般に売り渡すというわけにも参らない、あるいはそれを従来のように小作に出すということも、また帰ってきた場合にそれを返してもらうようにするにも法制上がある、新地作りのするとかあるいは都市にいい労働移動の場があつても遠慮するという面があるものであります。そういう面の解決の一助としてこの信託制度を設けたわけでございまして。御承知のように、売り渡し目的の場合におきましては、農地は大体その地方におきまして時価に相なるわけでございまして。大体全国的な時価が田地反当十七万円から十八万円程度というところになっておりますが、これに対して農地を買い戻す側の資金につきましては、自作農創設資金を融通いたしました、そしてその面から買取りにしたい、こういうふうな考へております。また貸付目的の信託につきましては、従来通りの貸付料は、公定小作料の範囲だということになるわけであります。その中から信託をいたします農協の手数料等を引いたものが委託者の収入になる、こういうことに相なるわけであります。そういう点、今後今の農地移動の状況あ

るいは経営規模の面において拡大したという農村におきまして、そういう点から見て、相当これの利用があると思つておるわけであります。なおそういう信託をいたします組合につきましては、事務費等の補助ということで、予算を計上しておる次第でございまして。

○米山委員 今の信託事業を行なう場合の事業主体でございまして、この農地等の信託事業を実施する場合に、農協、特に信用事業を行なう農協に限つておるわけですか。そうして、しかもほかの仕事と違ひまして、信託事業の内容も、農地等の貸付やまた売り渡しの方法によるものに限つておる。他の一切の信託事業というものは認めない。さらに二人以上の耕作農民が共同して信託を引き受けることも、これを禁止した。また信託の受益者を組合員としまして、その一般の承継者に限る。第三者が信託利益を享受するいわゆる他益信託を禁止する。さらに農協の信託事務というものを他の者に委託することはできないとか、このような各種の規制が加えられておるようであります。それでなくて、法律的に非常にむずかしい信託事業といふものが、このように各種の規制を加えられたということに理由があるのか、一つ御説明いたしたいと思ひます。

○庄野政府委員 農地法の基本的な考え方といたしまして、いわゆる戦後の農地解放によつて、いわゆる戦後の農地解放によつて、農地法の創設、それを維持するといふことが、農地法の大きな使命になつております。そのためにいわゆる戦前の耕作しない地主が小作料を通じて農民の労働の成

果を搾取するといふたようないわゆる不耕作地主の発生を防ぐということが農地法の大きな一つの眼目になつておるわけであります。そういう面から貸付目的の信託あるいは売り渡し目的の信託にいたしまして、いわゆるものと、寄生的地主の発生、動機にならないようにという点から農協に信託事業の主体を限定いたしまして、農協以外のものではやらないことにつきまして、これはやはりこれを通じまして農地法の脱法行為等の事態が出てくる。そうしていわゆる不耕作地主の発生、動機になるのだ、そういう点もありません。農協にしろ。そうして農協以外のものはこれはやはりやらない。それから委託者につきましては受益の範囲は、委託した本人並びに一般承継人であり、また信託者に限定するということ、第三者がこの信託を通じて利益を受けるということによりまして、やはり寄生的地主の発生も出てこない、そういうような各般の配慮をいたした次第であります。それで非常に厳格にやつたわけでございまして、ただし一つの試みといたしまして、そういうことを通じまして万全の注意を払つていきたい、そういうふうな考へておる次第であります。

○丹羽(兵)委員 関連して。ただいまのお尋ねに関連してちよつと聞いておきたいのですが、農地の信託事業を農協を対象として限つた。そこでそれらはさきに行なわれた自作農の関係、これらの問題がいろいろ問題を起こしてはいけないうので、特に信託事業を関係の深い農協にやれば問題は起きないであらう、こういうような御答弁でありまして、なるほど河野大臣のお話のよ

うに農協規模の拡大、また農協の近代化等をやつていくとすれば、耕地面積の拡大ということも必要になってくるのは当然なんです。たとえば近ごろ大へん問題になっております旧地主の補償問題です。これは補償であるが救済であるかはさておいて、とにかく局長も答弁のうちに言われますように、自作農ということで解放させたのだ、そうして今度の信託でもそれが問題になってきてはということ懸念しておられるようですが、これはいいか、でしよう。こういう農地法を改正して、そうして農協に信託事業ができるということになると、自作農創設の精神がだいぶんずれた格好になります。新作農民にあらざれば農地を所有することができないという精神から、農地を解放しておつて、それが今度たとい農協であつても信託事業ができるということになると問題が出てくると思うのですが、その点将来の見通し、これに旧地主と自作農創設との関係、それをもう一べんお聞かせ願つておきたい。

最近におきましては先ほど申しましたように経営規模をできるだけ拡大しなければならぬ。これは農業の自立経営を確保していく、そういう意味において経営規模を拡大する、あるいは経営規模の小さいものにつきましても農業の方法をもつて経営規模の拡大をはかつていく、こういうような方向になります。一面、やはり日本の経済の高度発展に即応しまして鉱工業の方があるいは都市の方に農村の労働力が移動しておる。農村におきましても農業の労働力不足を生ずる、こういう状況でございます。そういう場合におきましてその調整をいかにやっていくかということに相なるわけでございます。いわゆる人手不足、これを小作に出そうといった場合においても先ほど申しましたように今の農地法の形で出しますと、また買い上げるといった場合には相当制限があつて耕作権の安定という面からまた判断されるという問題がある。それからまた荒らし作りをせざるを得ない。そういうような非常に不合理が出てくるわけでありまして、そういう面の解決の一助として農協を通じて信託制度をやる、こういうことになるわけでありまして、それには先ほど申しました厳格な制限を付して、そしてそれが寄生的地主という方向に逆戻りするといふようなことをわれわれとしては防ぐといふことになっております。一応売り渡し目的のあるいは貸付目的で信託いたしました場合には貸主も、法律的な面から見れば所有権は農協に移つて、農協から経営規模の拡大を希望する農家にこれを信託の範囲内において貸し付けるといふことに相なるわけでございます。そ

の間、旧所有者の人は農業経営から離れ、あるいはまた都市に移つてもよろしい、こういうことになりまして、結果においては不在地主的な形が発生するやに見えますが、これらにつきましても先ほど申しましたように、その信託の目的の受益者はその信託をたいした本人か相続人に限る、あるいは農協以外にはこれはやつてはいけない、こういう制限で、従来の寄生的な不在地主といふものは本質的に違つていふにわれわれは考えるわけでございます。いまして、これによって旧地主が復活するとか、また旧地主と同じような形のものが出るといふふうにはわれわれは考えていない次第でございます。

○丹羽(兵)委員 重ねてお尋ねしたいのですが、なるほど、そういう形で近代農業の基盤を作つていくといふことはわかります。農業の基盤を大きくしていく、これはわかる。しかし、私の特にお尋ねしておきたいのは、この自作農創設からいつて農地を解放した人、いわゆる旧地主、これらの立場から考えると、あくまでも自作農創設の精神から解放したんだという問題は出てくると思う。私はこの方々が一反七百円、六百円で解放したこと、その土地が現在他に移用されるとするならば相当な金額で売買されておる、またかりに農地として売買が行なわれても、これは相当な価格で売買されておる、このことを言うわけではない。そうしてまたそのことの価格が安いとか高いとかいふものではないのです。この買取した価格が安い高いという問題ではない。ただ何度も言いますように、旧地主は自分の土地を解放するときに自作農だといふ考え方で解放したのでしやう。それが今度時代も変わり世も変わつて大きな農業規模にしなくちゃならぬといふことで特定のある規模のものに集約される。もちろん農村の労働力は都会へ、他の産業へ変わつていく、それだから大きくしていかななくちゃならぬといふこと、これもわかる。けれども、そうなつたときに、昔解放したときの考え方と問題が起きてこないかといふことなんです。

それともう一つは、今おっしゃいましたように小作、貸し借りの借地としての信託はいいのです。かりに売買信託が行なわれた場合には当然問題が起きてくる。これは私の邪推なんです。が、こういう問題は起きないとお考えですか。私は、旧地主からあるいは解放地主から、一町歩だけを与えたのだから他のものはどうなるかと考えられない、考えなくてもいい、こういうことだけでは済んでいかないと思うのですが、いかでしやう。今申し上げましたように、一町歩のものは確保された。他のものは出した。だから今度規模を大きくして信託事業をやつた、あるいは極端にいへば売買信託をやつたつてこれは問題じゃない。旧地主からの問題ではないと言われるかも知れませんが、解放した地主はそんなことは言わない。きょうは解放の大立者である綱島正興先生が来ておられぬですが、これはきつとこういう問題が出てくると思つておられぬ。局長さん、出ないとお考えなですか。

○庄野政府委員 自作農創設の目的をもちまして買取いたしました、そして小作人、耕作者に売り渡した創設農地の問題でございます。創設農地の問題につきましても、ただいま現在におきましてこれが転用されていく場合非常に問題が起きているわけでありまして、正當な価格でこれは耕作者に売り渡したのでありますが、それが転用される場合につきましては、経済の高度発展によりまして非常に地価が暴騰している面もあつて、そういう旧地主の方からいろいろ問題の指摘があることはよく承知しておりますけれども、農地の解放は正當な法律によりまして、正規の価格によりまして農民に売り渡した、そして完全な所有権が農民に移つていくという実情、それからその後の経済の高度発展によつて地価が高くなつた、それからいわゆる転用等の場合におきましては、農地の価格以外にやはり経済の事情によつて土地価格が高くなつておるほかには自作農創設のもの、いわゆる転用価格というふうになつておる中に措置価格だけになしに自作農的なものも入つておる、そういう点もございまして、旧地主から問題の指摘があらうかと思つておる。われわれといたしましては、この農地解放が正しく行なわれてすでに十数年たった今日においてはどうにもしようがない、こういうふうにお考えしております。なお売り渡し目的の信託等につきましても、いわゆる解放を受けた農地に就いて離村するといったような場合に、買手が早急に見つからないといつたような問題、あるいは海外に移住するといったような場合に、資金はほしいのだがなかなかいい買い手がつかない、こういうふうなときに、自分の村の農協に預けて、農協が村の中で最も経営拡大に熱心であるところの適格

者にこれを売り渡す、そしてそれを受託者の方に渡す、こういうような問題でございまして、御心配のような点はなかりかと思ひます。

○丹羽(兵)委員 せつかくの米山さんの御質問中の時間をお借りしたので、これから、これはまた私が質問通告をしたときにゆくり承ることにいたしますが、局長さんは問題は起きてこないという言明をしておみえになる、そうでございますが、農地の供託なんかを、法律で定めて進めていくということになると、それは今御答弁ありましたように、なるほどその当時の適正な価格で買収したのだ、これには問題はない、しかも十数年たつておる、もうすでにその所有権は農民に移つたのだ、だからこの農地解放そのものには何ら問題はない、こういうことなんです。なるほどそれに対して私は異論をはさむものではない。しかし、現実にはもやもやしたものが旧地主関係から出ておる、要求が出ておる。私は、今申し上げたように、決してそのやつたこと自身に欠陥があつたとか、間違があつたとか、不合理であつたとか叫ぶものじゃないけれども、その解放したときの農民の気持というものは——これはもちろん不在地主もあつたでしよう、あるいは国有地、県有地、公の土地も解放したものもありましようが、中には自分のたな子と申しますか、作らしておつたその農民に、一町歩は自分のものになつたけれども、あとほとんどたなさんのものを、それ以上の何倍というものを、やはり情実ではないけれども、そういう法律でできたのでやむを得ず自分の作らしておるお百姓の方々に渡した、それ

は自作農創設というのですか、自作農創設のあれで渡したのですけれども、そこに法律で取つたとか渡したというのではなくて、やはり農民感情としては、自分の小作人であるからというので渡した、その気持が依然として生きておる。それは少なくとも農政をあるていどいたく方の忘れていたではない、気持の流れておるうと思ふのです。だから私は、今おつしやつたようなことについて、今後とにかく海外へ行かなくちゃならぬ、お百姓はできない、だから農協へ信託した、他にほしい人があればその土地は要求する人に、今度は農協の方から立場をかえて売り渡して、同じように農地として使われるならば、旧地主の文句を言うところは一つもないじゃないか、極端にいうところの御説明なんですか、私はその間の原因と結果においてはいいけれども、その過程において、もやもやしたものが将来起きてこないかというところなんです。これは方法論からいけば問題ない。問題ないが、たとえそこにある人があつて、私はもとの小作であつたから、そういう法律で現在三百萬円の土地を当時は六百萬円で受当であつたから六百萬円で買ひ受けたのだ。しかしこの人が要らぬということになつて、御承知のように農協なら農協が預かる、そしてまた適当な価格で、おそらく時価でありましようが、第三者の農民に渡されよう、特にこれが農地以外に転用されるというような含みがあつて売り渡されたということもないでしようが、かりにそういうことも考えられるとすれば考えなくちゃならぬ。そういう間において、農民感情というか、解放された農民と旧

地主との関係は絶対に起きないものとは言えない。絶対という言葉はないけれども、私にはそれ、起きたくないかどううか、私はそれを非常に心配するものです。法律でやつたのだから絶対だと言へばそれだけのものではなうが、そういう点はお考えになつてやつていられしやるかどうかということ、もう一ぺん念のために、くだいようですけれどもお尋ねしておきたいと思ひます。

○庄野政府委員 御指摘の点、まことに農地解放にあたりまして、旧地主の方が受けられたいいろいろな社会的な変革といふものは、御承知のようにこれまでかねがね問題になつたわけでございます。旧地主の人のそういう大きな変革に對する、生活上あるいは社会的ないろいろな問題があるわけでございます。この問題については、やはり御指摘のように、解放いたしました農地が転用されて、他に高い価格で売られていくということから出た問題でありまして、その問題については、今内閣の調査会の方で十分検討されておる、こういうふうに考えております。この売り渡し信託につきましては、いわゆる転用目的の信託ということ、厳にこれを禁ずるというこにいたしておりました。やはり、農地を農地として、農協を通じて、その村の中で構造改善なり自立経営をやるたぐさんの農民に渡していくということでございます。いわゆる転用のために農地を信託するものではございませう。やはり自作農の維持あるいは拡大に資するといふ点におきまして、御心配のようない点はないかと思ひます。この次第であります。

地主との関係は絶対に起きないものとは言えない。絶対という言葉はないけれども、私にはそれ、起きたくないかどううか、私はそれを非常に心配するものです。法律でやつたのだから絶対だと言へばそれだけのものではなうが、そういう点はお考えになつてやつていられしやるかどうかということ、もう一ぺん念のために、くだいようですけれどもお尋ねしておきたいと思ひます。

○丹羽(兵)委員 申しわけありませんが、もう一分間だけいたしたい……。売り渡し信託には転用は絶対しないという制限をつけるという、そういう制限で信託をなすのだ、これはおつしやつたですね。おつしやつたが、私は解放者ではありません、どちらかというて買ひ受けた方なんです、その私が言うのですが、解放される場合には、これは解放後もあくまで農地として使用していくのだ、解放後は農地増減はさせない、これは違つておるかもしれぬが、そう聞いておる。しかし、今あなたが認めになつていらつしやるように、次から次へと、国が勝手に、解放農地であらうがなかりうが、必要があれば農地の増減、農地以外に転用を認めていってはおるでしよう。それが今日旧地主からいろいろの声が出てくる大きな原因なんです。農地として解放されて、依然として——それを私も要求するといふことは時代の流れで無理でありましようが、かりに農地として解放されて、依然として農地であるならば、この地価が百万円になつておるが二十万円になつておるうが、その旧地主はやかましく言うものではない。やはり自分のたな子、小作人が農業を営んで生きていくことを築き上げていくことを喜んでおるものであります。とにかくそれを片っ端から転用していく、片っ端から壊滅して、その許可をさつと国が与えていらつしやるでしよう。それが事の起りて感憤的に大きな問題になつておるのですよ。というところもありませんが、私もそれはそう見ている。だから今こ

でそういう工合に、信託は農協という団体を通じてそれ以外のものにやらせない、特に売り渡しなんかは今後転用ということは厳重に禁止するということをおつしやいますか、それをやつたつてだめなんです。絶対だめだと思ひます。今すつと聞いておりました、やはり買ひ受けた農民であらうとなかりうと、農業規模を大きくして農協がまた売つていく、この行き方は、先ほど来言つております、昔の解放者と今度買ひ受けた者との間に變なものができる。そこで、心配ない、これはあくまで解放された農地の精神を生かすのだ、転用はまかりならぬ、これは制限しておつしやるならば、どういう方法で絶対禁止するか、こういう方法をここで明らかにしておいていただけたら大へんけっこうだと思ひます。これ以上お尋ねしませんから……。

○庄野政府委員 この農地信託制度で農地を農協に信託いたしました、これは農地として当然貸し付けられる、当然売り渡し信託も、先ほど申しましたように、農地以外のものとして売り渡しを信託するといふことは禁止することになつております。農地は農地として、その村の中の経営規模の拡大をやるうとする農民に売り渡しされるようにその信託はいくといふことでございします。片一方、農地を転用されるというのは、農地法の五条でございまして、これは五千坪未満は知事、五千坪以上は農林大臣、五千坪につきましても、最近は一萬坪以上は中央におきまして、従来事務局長に委任しておりましたものについても十分審査して規制していく、こういう方法で、いわゆる

農地が農地以外に転用される面については、規制を厳重にいたしております。その点については、特に最近の農地の改廃状況、それから旧地主の人たちの、御指摘のような感情的な問題、そういう問題もございまして、十分注意して、この農地が農地以外に転用されるということについては、適切な、経済の発展に即応する限界において規制しなければならぬと私は考えております。農地信託の問題と転用とは関係がない、こう申し上げた次第でございます。

○野原委員長 この際暫時休憩いたします。

午後四時十二分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

昭和三十七年四月十八日印刷

昭和三十七年四月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局